

平成28年度第7回御船町議会定例会（9月会議） 議事日程（第5号）

平成28年9月15日

午前10時00分開会

1 議事日程

- 第13 議案第12号 御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第13号 平成28年度御船町一般会計補正予算（第5号）について
- 第15 議案第14号 平成28年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
について
- 第16 議案第15号 平成28年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につ  
いて
- 第17 議案第16号 平成28年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）  
について
- 第18 議案第17号 平成28年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第1号）に  
ついて
- 第19 議案第18号 平成28年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）に  
ついて
- 第20 議案第19号 平成28年度御船町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第21 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第22 請願第2号 請願書について（継続審査）
- 第23 請願第3号 御船町立高木小学校の茶園保存を求める請願について
- 第24 陳情第6号 御船町立小学校への空調設備（エアコン）設置を求める陳情書につ  
いて
- 第25 議員派遣

2 出席議員は次のとおりである（14人）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 田端 幸治 君 | 2番 森田 優二 君 |
| 3番 岩永 宏介 君 | 4番 中城 峯視 君 |
| 5番 福永 啓 君  | 6番 田上 忍 君  |

7番 藤川 博和 君      8番 池田 浩二 君  
9番 清水 蕙 君      10番 塚本 勝紀 君  
11番 田中 隆敏 君      12番 沖 徹信 君  
13番 岩田 重成 君      14番 井本 昭光 君

3 欠席議員（なし）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1名）

事務局長 藤野 浩之 君

5 説明のため出席した者の職氏名（17名）

町 長	藤木 正幸 君	教 育 長	本田 惠典 君
総務課長	吉本 敏治 君	企画財政課長	藤本 龍巳 君
税務課長	福本 悟 君	町民保険課長	宮崎 尚文 君
こども未来課長	坂本 幸喜 君	福祉課長	道山 敏文 君
健康づくり支援課長	松下 信一 君	農業振興課長	松永 正夫 君
商工観光課長	野口 壮一 君	建設課長	松岡 秀明 君
学校教育課長	米満 速敏 君	社会教育課長	吉本 正剛 君
環境保全課長	宮崎 靖 君	会計管理者	福田 敏江 君
監査委員	山下 誠雄 君		

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（井本昭光君） おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第12号 御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井本昭光君） 日程第1、議案第12号、「御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号、「御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（井本昭光君） 起立多数です。したがって本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第13号 平成28年度御船町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（井本昭光君） 日程第2、議案第13号、「平成28年度御船町一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○12番（沖 徹信君） 歳出予算説明書に従って質問をいたします。

まず最初に13ページ、交通安全施設工事の減額について、このことについての説明を求めます。

○総務課長（吉本敏治君） では説明書の13ページ、工事請負費を減額した件について、御説明いたします。

熊本地震の災害に伴い事業実施が困難なためとしておりますけれども、まず、防護柵の設置工事については、陣内にある町道にガードレールを設置する予定でございました。しかしながら、この町道が今回の地震で被災を受けております。したがって、災害復旧を優先させ、舗装等の整備を行った後、そしてそれがいったん片付いた後で、そのガードレールの設置を施したいと。これがまた災害復旧の中で同時に施工ということがちょっと困難であります。災害の査定の設計書との関係もありますので。そういったことから、今回はいったん減額をしたものであります。

それから、通学路の安全対策についても、道路の表面上にスクールゾーンの設置をする予定でありましたけれど、これにつきましても同様に被災を受けている箇所がありますの

で、その復旧を行った上で行いたいと考えているところです。

○12番（沖 徹信君） 災害復旧後にやるということですね。はい、わかりました。

次に、恐竜博物館、旧恐竜博物館です。高木保育園の基本料金の差というのが生じたということです。この電気代が84万6,000円ということで組んでありますけども、これの説明をお願いします。34ページです。

○子ども未来課長（坂本幸喜君） お答えします。

被災を受ける前までは、高木地区のある博物館で高木保育園を開園していましたけれど、被災後旧恐竜博物館に移転しております。旧高木保育園のときの基本料金が大体9キロワットの8,942円でした。ところが、旧恐竜博物館はクーラーが営業用のクーラーを4台設置してありまして、基本料金が43キロワットの4万2,724円と、ここに大きな差が、3万3,782円の差が付いております。それを計算した場合、それだけの電気料が発生するということで、今回はその不足分を補正をかけております。

○12番（沖 徹信君） わかりました。それから、高木保育園が旧恐竜博物館に移転したということで、窓がないということでの今度の工事に51万円ということですのでありますがけれども、これで間違いはないですか。窓設置ということで間違いはないですか。

○子ども未来課長（坂本幸喜君） お答えします。

高木保育園の仮園舎の壁外構及び非常口設置工事ということで51万300円今回は補正を上げております。この内容といたしましては、まず、壁に窓を6カ所開ける工事が1つです。その非常口の設置、今の正面の入り口の反対側に1カ所設置します。それともう1つ、各保育園の保育室、これは天井にレールを付けまして各保育所をカーテンで仕切る。この3つの工事がこの内容の中に含まれております。

○12番（沖 徹信君） そういう工事をやるということですが、高木保育園はいつまで旧恐竜博物館で仮園舎という形をとるわけですか。今後、どういう見通しで高木保育園はなるのでしょうか。

○子ども未来課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、高木保育園の見通しなんですけれど、現在私たちがスケジュールを組んでおりますけれど、私たちが目指すところは、平成30年4月に新しく保育園を開園したいと考えています。ですので、今から1年半は現在の博物館で仮園舎で保育を実施したいと考えております。

それともう1つの、今後どのようになるのかという質問なんですけれど、高木保育園に関しましては、実際今回の熊本地震において被災を受けました。まず園舎も被災を受けましたけれど、駐車場、園庭なども被災を受けております。今回災害復旧にかけまして、大規模改修を行いますと約2億円の事業費がかかるということで、町としましては、方針としましては、高木保育園を公立で建て替えではなくて、民間の私立保育園に、高木保育園を任せて、効率的な運営を図りたいと考えております。

○12番（沖 徹信君） 現在、保育園の保護者の中で、もううわさとして、「高木保育園はなくなる。民営化になってどがんになるとだろうか」というのが、保護者の中の会話に非常に多く出てくるわけです。そういうことで、保護者に対する説明、そこら辺と、民営化するときの場所、そこら辺の説明等はあっているわけですか。

○こども未来課長（坂本幸喜君） まず民営化の、町の方針ですけど、この間の災害対策本部会議、あれによって1回説明しましたけれど、今回この議会において説明した後、保護者会への説明は10月に入って行いたいと考えております。

○12番（沖 徹信君） 10月ということ、しかし、そこら辺の土地の確保、そこら辺はどうなっているんですか、町長。そこら辺は執行部でずっと話を詰めて、これだけのうわさが出るということは、もう話ができて上がっていると取っていいわけでしょうか。

○町長（藤木正幸君） はい、話ができて上がっているということは一切ありません。土地の確保もしておりません。一応、町の方針として、この間の本部会議の中でこういったふうにしたいという思いを伝えてあります。今からそういったものに入っていきたいと思えます。ただ、そこにおきましては、現高木保育園、あそこが継続ができないということが前提となっております。

○12番（沖 徹信君） それから、高木保育園ということで土地を探されるわけですけども、それは高木に造るということでしょう。

○こども未来課長（坂本幸喜君） 高木保育園には必ず保育園は必要だと思います。その高木保育園を公立じゃなくて私立の、高木地区の中で私立保育園をそこに建設してもらおうと、そういう形で考えております。

○12番（沖 徹信君） そうなると、高木保育園という保育園に手を挙げてもらうわけでしょう。そこら辺は、どういうふうを考えておられるわけですか。

○こども未来課長（坂本幸喜君） お答えします。

町の関与という形でお答えしたいと考えております。町は、民間業者の設置認可事業者の募集、公募を行いまして、事業所の決定のみを行いたいと考えております。その後は、国とか県の補助金の確保とか申請は町が行いまして、保育園用地の確保とか認可申請、また園舎の整備については、その募集業者が行っていくという考えでおります。

○12番（沖 徹信君） 執行部においては、そこら辺のもう打ち合わせというとは十分できているわけですか。

○こども未来課長（坂本幸喜君） 県にも協議しまして、今議会が終わりまして9月の末にまず県と協議をしまして、まず、私立保育園の建設の場合は国とか県の補助金があります。ただ、町で建設する場合は一切町の単独事業となりますので、単費になりますので、その辺を県と協議しまして、県の補助金の確保を急ぎたいと考えております。

○12番（沖 徹信君） 民間の方でやられる場合ですよ、土地取得それから園舎建設、もろもろ等でどのくらいの予算というか、そこら辺の試算はできているわけですか。

○こども未来課長（坂本幸喜君） まだそこまでは試算しておりません。保育園の今の高木保育園の定員が85名です。民間の事業者には、85名を受け入れてもらう施設を建ててもらいたいと思っていますので、まだその民間の業者が初めて計画書をうちに上げた時点でその金額が決まってくるので、まだその金額までは把握しておりません。

○12番（沖 徹信君） それでは、保育園の敷地面積はどのくらい予定というか、80人程度の園児を受け入れるための園舎、それから運動場、職員の駐車場、保護者の駐車場、そこら辺をすればどのくらいの面積が必要だと考えておられますか。

○こども未来課長（坂本幸喜君） 旧高木保育園の面積は約500平方メートルです。今回85名が定員ですので、民間事業者にもし即した場合、町としましては、大体2,500から3,000平方メートルを考えております。

○12番（沖 徹信君） 今500平方メートルでしょう。それが2,000から3,000平方メートルということは、2町ぐらい要るということでしょう。2反から3反ということでしょう。

○こども未来課長（坂本幸喜君） すみません、500平方メートルは保育室が500平方メートルです。すみません。駐車場とか園庭を入れますと、大体2,500平方メートルです。

○12番（沖 徹信君） 今の時点で。

○こども未来課長（坂本幸喜君） はい。ということになります。

○12番（沖 徹信君） ということは、同規模の敷地面積になるということですか。同規模か

らちょっと大きい施設面積になるということですか。

○こども未来課長（坂本幸喜君） お答えします。

町としましては、同規模程度の敷地面積を確保していただきたいと考えております。

○12番（沖 徹信君） それは最低ということでしょう。もうちょっと、今からはゆとりある教育とか、そこら辺を考えるなら、子どもたちは園庭でどンドン遊ぶというか、遊具を使って、または体を使って遊ぶという、そこら辺がないといけないと私は思いますから、最低でもそこら辺の確保は必要ということに思いますけれども、町長その辺いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） そういうふうに思います。しかしながら、今回は民間にお願いしたいと思しますので、そちらとじっくりと私たちの思いは伝えていきたいと思します。

○12番（沖 徹信君） 民営化ということで、私たちはもう、私たちの手から離れたという意識は持たないでください。町立が民営になるというだけの話で、御船町のこどもを育てるということは一緒ですから、そこら辺は首長として、責任ある行動をとっていただきたいと思します。よろしいでしょうか。

○町長（藤木正幸君） はい、沖議員が今言われたとおり、心していきたいと思しますし、やはり子どもはこの町の宝であります。今現在においても、子どもがこうやって健やかに育つからこそ私たちが震災を受けた後も頑張ろうという意識が募ってまいります。そういったことを踏まえながらしていきたいと思します。

○12番（沖 徹信君） 保育園に関しては、平成30年4月1日ですか、そこに開園はもう確実にできるようにやってください。それでないと、今の仮園舎に対して、保護者の不満というのは非常にあります。今度冬場になってインフルエンザが発生した場合には、もう全員インフルエンザにかかりますよと、ああいう施設であつたらばという話が保護者の間には、いつもその話が出るわけですよ。そこら辺のことを考えて、子どものことを考えれば、一日も早く開園できるように努力をお願いしておきます。

○こども未来課長（坂本幸喜君） 私たちも一日も早く、平成30年4月をめどに頑張りたいと思っております。お願いします。

○12番（沖 徹信君） それから41ページ、熊本地震による仮設住宅の光熱費についての説明を求めます。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

光熱費についてでありますけれども、これは説明資料にも記載がっておりますかと思えますけれども、浄化槽の電気代、それから共用部分というのが施設の中にありますけれども、その部分の電気代、それから談話室の電気代、浄化槽の水道代、それから同じく談話室の水道代、談話室の下水道代ということで、それぞれ今現在21カ所の仮設団地を建設しておりますところでありますけれども、それぞれの規模に応じた浄化槽の電気代、水道代、下水道代ということで、これから7カ月分の光熱費として設定をしたものであります。

○12番（沖 徹信君） 7カ月といたしますけれども、8月から仮設は入っているとでしょう。何月からですか。

○福祉課長（道山敏文君） 第一次建設分の入居が6月27日から始まりまして、今現在15カ所、それから順次、完成に従って順に入居が始まっております。

○12番（沖 徹信君） まだ完成していないところもあるわけですね。そういうことで全部7カ月、これは7カ月という意味でしょう。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

予算的には7カ月を計上しております。

○12番（沖 徹信君） 7カ月を計上していますと、6月から入った分の、7、8月、9月からでも9、10、11、12、1、2、3月、7カ月でしょう。だけど、その前の分とか何かはないでしょう。これはどういう計算のもとに、この予算要求ですか。

それと、談話室7カ月分としてあるが、今現在談話室は何カ所できていますか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

今現在、完成して引き渡しを受けておりますのは2カ所になります。

○12番（沖 徹信君） どことどこですか。

○建設課長（松岡秀明君） 御船のそこのふれあい広場が1カ所、失礼しました、七滝中と高木の仮設団地の2カ所になります。

○12番（沖 徹信君） 2カ所にできているのが何でほかのところは建設中ですか、それとも今から建設ですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

建設中のところもありますが、今から建設の箇所もあります。なかなか談話室が、仮設住宅が完成をした後に談話室を建設するという段取りというか順番になっておりますので、ちょっと遅れ気味に完成をしておる状況であります。

○12番（沖 徹信君） できていないところを予算要求するということはどういうことなんでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

完成をしていない箇所についても、10月いっぱい、10月末までには完成をする予定でありますので、そういったことで、今現在は完成しておりませんが、当然もう完成をしますので、そこからの維持費というか光熱費というのが発生するというので予算化をしたものであります。

○12番（沖 徹信君） 今現在、6月、7月、8月、そこら辺の分の使っているところの予算請求は7カ月だからしてないわけでしょう。そして、建ててないところの予算請求するという意味がわかりませんがね。そして、担当課において、今どこどこがあるかいて、今話し合っていてどういうことですか。どこどこができて何件入っています。そのくらい自分たちの毎日の仕事の一環じゃないですか。何を考えて毎日仕事をしているんですか。町長、その職員に対しての今の思いを聞かせてください。

○町長（藤木正幸君） 監督として本当に情けなく思っておりますけれど、まずもってお詫びしたいと思います。この震災後、いろんな形で業務の多忙ということは言い訳にはなりません。今後そういったところに指導していきたいと思っております。

○12番（沖 徹信君） 適正なる予算執行をお願いします、予算要求。なかところに予算を付けてくれなんてどういうことですか。普通のところは予算がないから辛抱してくれ、辛抱してくれと言うのが、おたくたちの考えでしょう。今予算がないですからできません。予算がないからできません、それがおたくたちの口癖じゃないですか。そういう中で、予算がまだ必要ないところの予算を取るという気がしれませんよ。

談話室はどこどこが何月に完成する予定ですか。

○建設課長（松岡秀明君） 詳細に、すべての箇所についての予定というのは、今はちょっとここでは把握しておりませんので、確認をした上でお答えをいたします。

○12番（沖 徹信君） 話になりませんよ。予算要求しとるとがどこかわからんで、予算要求がよくともできますね。

それから、仮設住宅に伴う修繕費100万円、これはどこの仮設住宅の修繕費ですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

これは今現在確定をして、仮設住宅の建設をしておる箇所が18カ所ありますが、その18

カ所全体に対する、さまざまな入居された後にいろいろな修繕というか、ちょっとした特修繕あたりを対応する場合がありますので、そういうものに対応するためとして100万円を計上しているものであります。具体的にどこのことということではありません。

○12番（沖 徹信君） 引き渡しを受けた時点で、修理せなるところは、ここはいけませんと言うてからしてもらうのが当然じゃないんですか。引き渡してからまだ日にちも経ってないのに補正で修繕費を組むなんて、どういう考えですか。ぴしゃっとした説明を求めます。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

この修繕費については、災害救助法の中の、その補助金といいますか費用として国から交付がされます。その中で当然こういった、今ここに上げておりますような費目については、その交付金の対象となります。ということで、その基準に基づいて、その歳入に基づいて、国からの交付金の歳入項目、交付金対象の項目に基づいて設定をしておるものであります。

○12番（沖 徹信君） それでは伺いますけれども、仮設等の引き渡しを受けて、まだ何日も経たないのに修理したときの修理費というのは、国から来るわけですか。来るか来ないかで教えてください。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

交付金の対象になっておりますので、費用としては交付をされます。

○12番（沖 徹信君） それでは、仮設住宅を造って、何年も経たないのに修理というのは筋が通りますか、一般常識の考えとして。それは、欠陥だからという意味でしょう。住宅建設したときに欠陥があったからすぐ修理せなんということでしょう、単純に考えれば。そうじゃないんですか。修理せなんようなところがあるならば、引き渡す、もらうときに、「ここはいけないから改造してください」とちゃんと言うべきじゃないですか。この予算を組む自体がおかしいんじゃないですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

当然検査の時点で、県が検査をするわけでありますが、その時点で検査に合格したものを引き渡しということで町に引き渡しがありますけれども、その検査基準は多分満たしているということで県も検査を合格させたものと思いますけれども、そのほかにもろもろちょっとずつこう、段差だったり、ちょっと雨が降り込むとか、そういったもろもろの検査基準以外のものについての対応がさまざまあるということで、そういったものの対応費用

ということで計上するものであります。

○12番（沖 徹信君）　ということは、検査を受けて合格したところを改造していいということですか。修理するということは改造するということでしょう。そうじゃないんですか。

○建設課長（松岡秀明君）　改造というものではないと認識をしております。これについては、当然県と協議をして、そして必要なそういった入居者の方から苦情といたしますか、そういった要望あるいは苦情等に対応すべきなのかどうなのかと、県と、それから県のプレハブ協会、そちらの管理センターがあるんですけども、そちらと協議をした上で対応をしていくものでありますので、改造とか、そういったものには対応しないということになります。

○12番（沖 徹信君）　それは引き渡しを受けてどうのこうのとあった場合には、それはお金を使わずに、ここは改造して、改革してくださいということが筋じゃないんですか。それに100万円の予算を組むということは、もう非常におかしいと私は思いますけどね。

それから、同じく仮設住宅の浄化槽の清掃点検、これの振り分けはどうなっていますか。

○建設課長（松岡秀明君）　ちょっと確認をさせていただきます。振り分けというのはどういったこととか、ちょっともう1回よろしいですか。

○12番（沖 徹信君）　これは、独占禁止法に係るか何か知りませんが、御船町としては、御船川の右岸・左岸で分けてありますよね、浄化槽の管理者ということは。これは間違いはないですか。

○建設課長（松岡秀明君）　お答えします。

その件のところの右岸・左岸でということについては、町としてはその辺はちょっと確認をしていない部分であります。今のことにつきましては、振り分けの件につきましては、町内にそういった浄化槽関係の清掃の管理業務を取り扱っておられる業者の方々がありますので、そういった方々に公平に対応できるような振り分けをするべきと考えております。

○12番（沖 徹信君）　仮設団地で浄化槽が何カ所、下水道につながるところが何カ所ですか。

○建設課長（松岡秀明君）　お答えいたします。

浄化槽の設置が16カ所になります。それと下水道が4カ所ということになります。

○12番（沖 徹信君）　ということは、仮設団地は20カ所ですか。

○1番（田端幸治君）　議長、沖議員に対する答弁が遅れておりますので、別のところを少し

お尋ねをしたいと思います。今日は多く質疑をしたいと思います。

まず最初に、今回の熊本大地震大変な災害を被りました。我が町も大変なる被害を被り、町民も非常に大変な状況であります。執行部もしっかりとした対応はできているものと思っております。そういう中においてこの予算、まず最初に、今年の4月、発生後すぐ、4月20日専決ということで、5月議会に報告がございました。専決といたしまして、約8億700万円の専決の報告がございました。これにつきましての執行状況はどのようになっていますか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） ちょっと今資料を持ち合わせておりません。

○1番（田端幸治君） 専決ということで絶対的に必要な予算であるということで議会に対する報告ということで我々も認識をし、当然であるということで了解もしました。その約8億円の予算がどのような執行をされているかということは、やはりきちっと確認をしながら、執行は行うべきであると。何のための専決であるのか。そしてこのような緊急災害時ということで、その対応ができていないのか、できていないのか。それはきちっと執行部として確認をしておくべきだと思いますが、いかがですか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 戻りましてから、再確認いたします。

○1番（田端幸治君） そういう予算立ての中において、例えば一番災害を被ったライフラインの点検及び復旧、それと同時に、道路の崩落であったり土砂崩れであったり水道の災害、かなり多く出ました。緊急応急的に復旧作業をやらにやいかんということで対応されたと思います。そういった面における予算執行と同時に、支払いは滞りなく済まされておりますか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 専決をした分についてのつまびらかな支払状況まで確認はまだできておりません。

○1番（田端幸治君） もし支払いができてないということであれば、それなりの理由というものがあるかと思えます。そういったところは、仕事をしたけどお金は入ってこないというものであるとすれば、仕事に対応された方は非常に困っておられる。私はそのように思っています。もう既に5カ月という中において、4月、恐らく4月14日発生以来、すぐ翌日からさまざまな方々が対応されてきたと思います。しかし、それは専決ということで議会も了解をした。執行もしたと。しかし予算の執行は行われていないということが現実であるとすれば、何らかの問題があるのか、どうなのか。そこはきちっとチェックをしておかな

いと、執行部としてですね、町長。それはできているのか、できていないのか。それでないと、こういった震災の場合は、やはりスピード感をもって即決速攻対応をしていくということが私は大事だと。それが町長としての務めだと思います。いかがですか。

○町長（藤木正幸君） はい、そのとおりだと思います。震災直後からいろんな方々に入って、いろんな事業をしていただいております。漏れがないように確認しながら進めてまいりたいと思っています。

○1番（田端幸治君） まさしくそのとおりですよ。既に5カ月、そして今回も多額の補正予算が出ている。必要だから執行部は求められている。ということで、議会が認めたならば、それに対する対応は、時を置くことなくきちっと執行をしていくということが大事であります。もし、執行ができない要因の中に、例えば国からの補助金、交付金、先ほど言いましたように、4月の中で国庫支出金、県支出金、国庫の場合が補正額として約2億円、県の場合が約1億2,000万円。これについては、歳入として入ってきておりますか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） まだ一つ一つの項目について確認はできておりませんが、通常、国の状況あたりは、出納する期間中4月、5月、平成28年度でいいますと、平成29年の4月、5月に入ってくるものがほとんどです。

○1番（田端幸治君） 4月、5月というと、翌年の4月、5月という意味ですか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 平成29年の4月、5月です。

○1番（田端幸治君） そういうことが大きな要因として支払いができないということがあるとするならば、町としてどのような対応をするかということをしかりと知恵を出していただきたいということです。ですから、こういう緊急時において、国・県からの入ってくることは確定をしているんです。ただしかし時期は翌年になると。ということであるとすれば、町の対応として一時借入をすると、そのような対応の仕方はできますか、できませんか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 平成28年度の予算では、一時借入金 たしか6億円だったと思います。議決をしていただいておりますので、歳入予算としては計上しているけれども、今いわゆる支払金に不足をきたしていると、そういう場合にはこの一時借入金を行って限度額まで一時借入金をして立て替えておくという形になります。

○1番（田端幸治君） ですから、その一時借入れの額が国・県からの補助金・交付金等に相当する額であるのかどうなのかということも含めて、今後の見通しで、こういったもの

を想定しとかなければならないということにおいて、一時借入をきちっとやっておく。そして執行を怠りなくやっていくということが執行部としての対応の仕方だと私は思います。そういうことにきちっと気付いて、前に前に進めていくということが町民に対する安心を与えていくということに私はなると思いますよ。そういう課題をきちっとやるのが大事だと。まだ金は入ってこんですもんね。国からの金は来年ですもんねと、そういうことは言い訳にならんわけですよ、この緊急時において。そういうのを執行部としてちゃんと対応をしているかどうかということが私は大事だろうと思います。

そして、それ以上のこういう場合は借入が必要かもしれない。借金が必要かも。そういうことをやることによって町民に対する災害復旧・復興に向けていく町の姿勢というものが見れば、それは「藤木町長、頑張っているばい」というところが見えてくる。私はそのように思います。政治家としてやるべきだと思います。町長いかがですか。

○町長（藤木正幸君） おっしゃるとおりであります。今、町内においても私たちが今言われたようなことを肝に銘じて頑張りよるところでありますけれども、まだまだ至らないところもあります。先を見つめながら行っていきたいと思えます。

○1番（田端幸治君） そういうことあります。先を見て、しっかり先見性をもって、方向性を町長が定めて、あとは職員たちがしっかりまた頑張ってもらおうという流れを作っていたきたいと思います。

それから、先ほど高木保育園のことが出ました。既に平成30年4月1日に開園をしたい。そして民営でやりたいということです。このことについて、議会に対する委員会、これに対する説明はこれまでありましたか。

○子ども未来課長（坂本幸喜君） お答えします。

委員会への説明は行っておりません。

○1番（田端幸治君） 公立保育園を民営化にするということは、御船町の団体運営として非常にこれは大きなことだろうと、大きな転換期だろうと思います。当然、高木保育園が今回被災したから民営化するのか。従来の公立保育園、いわゆる若葉保育園も上野保育園もまだあります。そういった公立保育園を将来的には民営化に持っていくという考えのもとにおいて平成30年の4月1日ということを1つの過程として考えておられるのか。いかがですか。

○子ども未来課長（坂本幸喜君） お答えします。

今回、高木保育園の民営化につきましては、熊本地震におきまして園舎に大きな被害を受けまして、それを町で行うのか、どうするのか、いろいろ検討した結果、今回の地震において民営化に持っていくという方針で今回出しております。

○1番（田端幸治君）　じゃあ、地震がなければそのままという考えなのか。これまで公共施設の再整備計画だったか、そのことを一般質問の中でも出しましたし、そのことに対しては取り組まなければいかんという執行部の答えだったかと思います。それについてはいかがですか。

○こども未来課長（坂本幸喜君）　お答えします。

これまで、公立保育園施設検討委員会で2～3年、保育園の民営化に関しまして検討を重ねてこられました。またその中には結論といたしましては民営化に持っていくとか、そういう結論はまだ出ておりません。昨年、田端議員が質問されたように、公立保育園を民営化した場合の財政の、どのくらいの利益があるのかというか、そういう質問をされましたけれども、その中でも公立保育園を民営化した場合は約1億円近くの財政的に有利だということでありました。今後、公立保育園施設検討委員会でもこの話を今から、今年中にかけてしていきますけど、そちらのほうにまず、私たちとしましては町の方針を示して、その後それに基づいて検討していただきたいという考えで、今回出しております。

○1番（田端幸治君）　今、坂本課長からあったように、1つは方針の問題、この方針については、やっぱり藤木町長の方針をきちっと判断をすべきだと思います。そして、その方針にのっとって、執行部はその準備をしていくと。そしてその中において、議会に対する説明であると、保護者に対する説明である。きちっとした方針をとって説明を私はされていくべきだと思います。例えばなぜ民営化をしなければならないのかと。昨日も出たが、御船町の財政問題、どのような状況であるということにおいて、そういうことを回復するというためにはこういう一つの方向性を持っているということをきちっとお話をいただきたいと思います。

吉本課長、昨日、人件費の中において、臨時職員は物件費だということでございました。今保育園における臨時職員、何名ぐらいおられるですか。

○総務課長（吉本敏治君）　昨日の質問で出ましたけれど、改めて確認をしてみましたところ、平成28年、今年の4月1日現在ですけれど、臨時職員が16名でした。それが9月1日現在では臨時職員が31名おります。これは総数でありまして、今保育園関係で今何人臨時職員

がいるのかというところまでは把握しておりません。総数で31名です。

○1番（田端幸治君） 今、総務課長からあったように、16名だったものが既に31名と、ものすごい勢いでこの臨時職員が増えている。いわゆる物件費が。物件費が伸びるというのは、これまでの財政問題の中において、中期財政見通しの中において、物件費は伸びますよと。当然そうですよ、これだけの施設を造ってきたんだから。それですよ、これは社会教育課の係で、一番御存じのはずだ。そういったものを抑制するためにはどういった方向性を持つべきかということをお首長がきちっと示すべきだということです。

それと同時に、物件費と同時に扶助費は今後伸びますよと。だから、どこを抑制していくのかということが大事な議論であったし、その議論の延長には、じゃどういう結論を出していくんだということが大事だと。その延長として今の保育園の問題もあるのかなと、感じておられるのかなと思います。しっかり、そのあたりをとらえながら、高木保育園のこのみならず、どうするのかということをはっきりと議論はしていただきたい。そして、議会とも相談をしていただきたい。大事なことだと私は思います。町長、いかがですか。

○町長（藤木正幸君） おっしゃるとおりでありますし、今後私たちが見つめていかなければいけないところだと思っています。今、保育園の問題だけではなく、こういった問題が御船町に山積しております。一つ一つ片付けながらもっていきたいと思います。

昨日財政のことをお話をいたしましたけれども、財政が悪い悪いと言っているだけじゃなくて、やはりその方策というのは考えていかなければいけないし、今やっていることをいいところは伸ばし、悪いところは変えていくという方法、やっぱりビルドの方式をとっていきたいと思っています。

○議長（井本昭光君） いいですか。

○1番（田端幸治君） はい。

○議長（井本昭光君） 中城議員。

○12番（沖 徹信君） ちょっと待ってよ、議長。私の質問は途中ですよ。

○議長（井本昭光君） じゃあ、手を挙げてください。

○12番（沖 徹信君） 途中だけんが、まだ答えが返ってこんけん田端議員が挟ましたんだけん。

○議長（井本昭光君） だけん、手を挙げてくださいというところで、こちらが先に挙げなはったけん当てただけです。

- 12番（沖 徹信君） 私の聞いていることはまだ・・・。
- 議長（井本昭光君） じゃあ、沖議員手を挙げてください。当てます。
- 12番（沖 徹信君） はい。
- 議長（井本昭光君） 沖議員。
- 12番（沖 徹信君） 課長の答弁を求めます。
- 建設課長（松岡秀明君） 今担当で調べています。ちょっとお待ちいただけますか。
- 12番（沖 徹信君） ちょっと待ってよ。あのね、浄化槽は21カ所て上に書いてあるじゃない。その中で、今度は20カ所て、どういう感覚で20カ所という答弁をしたのか。そうでしょう。16基と4だから20でしょう。1カ所はどこもないわけでしょう。
- 建設課長（松岡秀明君） たしか、合併浄化槽と、全体では21ということなんですけども、それが合併浄化槽と公共下水道とが何カ所なのかというのが、そこがちょっとはっきり把握しておりませんので、先ほどお答えした中では20カ所にしかありませんよね。ですから、そこをちょっと今確認を、担当がしておるところになります。
- 12番（沖 徹信君） どのくらいかかりますか。
- 建設課長（松岡秀明君） 今確認しておりますので。
- 12番（沖 徹信君） それから、浄化槽の管理の振り分けはどういうふうにしているんですか。もう振り分けしてあるんですか、してないんですか。
- 建設課長（松岡秀明君） お答えします。
- 管理については、先ほどちょっと申し上げましたように、そういった浄化槽等の管理を行われる業者の方が町内におられますので、公平にということで当然であります。そういうことです。まだその辺は予算が、今日、今議会で上程されておりますので、予算が確定しないとその辺はまだ事務的に進められない段階です。
- 12番（沖 徹信君） それから、浄化槽の清掃です。これはまだ造ってすぐということで、これは年に1回という感じですので、まだ本年度は必要ないということでゼロ円の16基と書いてあるわけですか。
- 建設課長（松岡秀明君） お答えします。
- 今議員がおっしゃったとおり、今年度においては発生しないということで、平成29年度からの予算というか、費用が必要になるということでゼロ円ということになっています。
- 12番（沖 徹信君） そういう中で、浄化槽の管理それから清掃、そこら辺の業者の一覧表、

決まってから配布できますか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

この予算が承認いただけて、そして、その事務手続きが済みまして契約が終わりましたら、配布をさせていただきたいと思います。

○12番（沖 徹信君） それから、吉無田の緑の村の運営費、62ページ、147万円の減額になっていますけれども、これはどういうことでしょうか。

○商工観光課長（野口壮一君） 緑の村運営事業の特別会計の一般会計からの繰出金になります。今回、同じく緑の村の補正予算を出しておりますが、緑の村の人件費です。正規職員の人事異動により、給与関係、人件費関係が下がっておりますので、おのずとこの一般会計からの繰出金も減額という形になっております。

○12番（沖 徹信君） 147万円の職員の給与の減額ということですか。ということは、幾ら取りよった人が、幾らになるから、職員の減額で140万円も出るわけですか、職員の給料の減額。ということは月10万円減るということでしょうか。どういうことなんでしょうか。給料だけの減額ならば。

○商工観光課長（野口壮一君） 給与といいますか、人件費になります。月掛けの給料から期末勤勉手当、それから共済掛金もろもろです。その人件費を総額して147万円の減額という形になります。平成27年度までは、採用後10年未満の職員だったんですが、今回平成28年度の補正予算で、28年度に採用しました新規採用職員の人件費を緑の村に充てたということで、総体的に減額という形になっております。

○12番（沖 徹信君） 平成28年度に採用した新規採用の分だからそれだけ減ったということですか。その方は、職員ですか、それとも臨時職員。

○商工観光課長（野口壮一君） 正規職員です。

○12番（沖 徹信君） わかりました。それから、吉無田高原のイベント助成金が減額になっておりますけれども、これは吉無田高原の実行委員会からできませんということで減額になったのでしょうか。それとも町として減額したものでしょうか。

○商工観光課長（野口壮一君） 毎年、この吉無田高原イベントへの補助金を補正から出しているわけなんです、内容的には一番メインは、やはりゴールデンウィーク期間中のグリーンフェスタ・イン・吉無田です。草スキー大会をさせたり、今回、去年はいろいろな特産品、地元のかあちゃん会でのだご汁を出したりとか、そういう費用にこのイベント関係

で出しておりました。平成28年度は4月16日に本災がありまして、17日から7月23日まで緑の村は休村にしておりました。こういうこともあって、このイベントを中止を決定したというところですよ。

○12番（沖 徹信君） わかりました。それでは、71ページの中原団地です。ここが長期避難になっているわけですよ、住宅の住民というか。そこに今度災害復旧工事の設計業務委託、ここら辺が入っているわけですよ。今後、中原団地をどういうふうにするわけですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

中原団地については、御存じのとおり4月の震災によりまして被災をしたということで、現在長期避難の認定が県からあっておるわけですよ。中原団地自体については、まず発災当初からさまざまな、その当時国土交通省から支援に来ておられたわけですよ。そういった国土交通省の技術者、それから熊本県の技術者、民間のコンサル専門のコンサルタントあたりの意見を聞きながら、当初は状況としては、何とも判断ができない、地盤についてですけども、地盤については何とも調査をしてみないと判断ができないということでありました。しかし、危険だと。今の状況であれば、今後の余震あるいは降雨等によりまして、まだ亀裂が入っている状況が拡大する。あるいはすべってしまう、そういう状況も当然想定すべきだということで、そういう非常に危険な状態だということでした。それで、まずは簡易的な調査をやってみて、そしてその土地の変動といいますか、そういったものを確認する必要があるということで、伸縮性、伸縮計です、土地の動きを測るやつとか、危険時の警報装置、サイレンでありますけども、そういったものを設置するなどして、簡易的な調査を進めてきたところですよ。その間、これまでにおいて、発災から既に4カ月を過ぎた状況でありますけれども、その間において、また別の角度からさまざまな有識者、そういった学者の方々、あるいは専門のコンサルタント、そういった方たちの意見を伺ってきたところですよ。

状況としましては、5月の上旬頃だったんですが、京都大学の斜面災害研究センターの調査もあっております。その意見としては、地震による被害というのは限定的なものでありまして、早急な対策が必要であったということで、対策をすることについては可能であるでしょうという意見でした。それから、熊本県の砂防課の意見であります。同じく5月に受けておるわけですけども、そのときの意見としては、恐らくもうすべることはないだろうという、そういった意見でした。しかし、それについては、何らかの安全対策を図

る必要があるということでした。

それからまた同じく5月の下旬頃ですが、国土交通省の都市局からの調査もあっております。そのときの意見としては、典型的な地盤の滑動崩落といたしますか、そういった事例ということだろうと。応急的な対策も含めて、何らかの安全対策が必要であると同時に、当然そういった対策は有効な対策だろうということの意見でした。具体的な対策方法についても、今後調査を進めて対応策を模索する必要があるということの意見でありました。

それから、6月に入りまして、6月の中旬頃でしたけれども、国土交通省の今度は住宅局からですけれども、こちらの調査も入って、その中で住宅局としては当然町営住宅でありますので、上物といたしますか住居そのものについての意見でありましたけれども、その住居の滅失といたします、例えば全壊、そういった滅失的な取り扱いはできないだろうということで、調査された結果として、思った以上に、異常な建物に対するダメージ、そういったものは非常に小さいというか、そういった意見があつて、公営住宅としての、言えば用途廃止といたしますか、滅失という、そういった取り扱いにはできないだろうという意見でした。

それから、7月に入りまして、九州大学の、同じく斜面に関する研究委員会からの調査がありました。その意見としては、現状における避難解除といたしますか、そういった判定は難しいだろうということで、早急な調査対策を行って、住民の方々に、元の生活を取り戻していただくことが必要であろうということで、引き続き調査を進めて、対策を検討する必要があるという意見だったということです。

そして、8月になりまして、先ほど申し上げました地質の専門のコンサルタントからの意見としまして、伸縮計等の設置をした業者でありますけれども、この意見としては、「中原団地における地盤の滑動崩落現象については、8月に入った段階で、ほぼ沈静化したような状況であるということで、そういった意見がありましたので、そういった、今まで申し上げました、時系列的に申し上げたんですけれども、そういった意見を踏まえたところで、当然中原団地は公営住宅でありますので、町営住宅としての管理者、町としての責任もあるわけです。ですから、先ほど国土交通省の住宅局の意見からもありましたけれども、今の状態で上物の住宅の用途廃止というのはできないだろうという意見もありました。

そういったことで、じゃあどういったことをするのかということで、まずは、地盤については、こちらに予算化をしておりますけれども、国の事業でありますけれども、大規模

盛土造成地の滑動崩落防止対策事業、これでもってまずは地盤の調査、そして詳細な調査を行った上で、安全対策の工法、工事の方法ですけれども、その工法を決定して、そしてその安全対策等を行う。そして、上物の住宅につきましては、先ほども申しあげましたけれども、いろいろなそういった国土交通省あるいは専門家の意見を聞いてもらえた上で、ダメージとしては小さいダメージだということで、これについては、従来の公営住宅の災害復旧によりまして復旧を図って、町営住宅として今後また維持管理といいますか、町営住宅として活用したいということで、今回予算化をして計上したものであります。

○12番（沖 徹信君） ここは住めませんということで、長期避難ということでしたよね。それで、今度は住めますから、また帰ってきてくださいということをやりますか。今言われたのは、町営住宅としてやるという答弁だったと思いますけれども、町営住宅として再度町民の方を中原団地に入れるということですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

今ちょっと長くなりましたが説明を申し上げましたとおり、発災当時、被災した直後において、しばらくの間においては、地盤がああいった地すべりのような現象が発生したということで、その動きというのがちょっとには判断できない状況だったということで、危険な状態が予測されるということで、まずは避難をしていただくということで対応したところです。それが危険な状態、まずは今のその段階では住めない状況でもあったと思います。当然だと思いますが、今現在も何らかの安全対策をしないと住めない。そういう状況だと考えております。

そういったところで、そういったものについてクリアというか、復興・復旧をしまして安全に住めるような状態にして、中原団地については、公営住宅として改めて活用したいということであります。

○12番（沖 徹信君） 今度、約5,000万円ですよ、大規模、盛り土から何かからすれば。そうでしょう。そうしてまたあそこに入れるということですか。今後、どれだけの金があそこにかかる予定ですか。今後の補正で5,000万円ですよ。それからまた入居者を募集するというので、今後幾らかかると思いますか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

今回予算化をしておるものにつきましては、今後調査を行って、そして状況の把握も当然ありまして、今後の安全対策を図るための調査設計の業務委託料であります。当然上物

の町営住宅についても調査・設計の設計の業務委託料ということで費用を計上しておりますけれども、例えばですけれども、これはもう概算的に試算をしたものでありますので、明確な数字とは若干食い違う部分もあるかもしれませんが、現在の公営住宅を復旧するに当たってなんですけれども、まず、これについては国からの2分の1の補助があります。その残りについては当然起債の対応ということになりますけれども、これについて、まず上物というか、住居の部分については、復旧するにはおおよそですが、4億500万円ぐらいかかるかと思うんです。おおよそです、これは概算です。それから、地盤の安全対策、これを図るのに、おおよそ3億8,000万円ぐらいの費用がかかるかと思えます。両方で7億9,000万円、約8億円近くですけれども、費用がかかるわけです。それに対して、現在国からの補助としまして2分の1ということで、それから地盤の補助については4分の1でありますので、そういうものを勘案して、大体国庫金が約4億円あります。大体町負担があと残りの4億円くらいになるかということなんです。

これについては、これは昨日ですけれども、国土交通省から県を通じて、今回の熊本地震に対する費用について、どうもこれが国の第二次補正、10月に国会に上程されて成立をする見込みとなっておりますが、この第二次補正だと思いますが、これを嵩上げするというので、地盤の耐震については4分の1から2分の1に引き上げるということです。これは、東日本大震災並みの補助率ということで、それから、残りの2分の1については、起債の充当率が100%であります、これに対する交付税措置が約80%と引き上げられる予定です。

そういったことで、最終的に、全体事業費に対する町の負担割合というのが、おおよそ10%程度になるだろうということであります。今回の第二次補正は当然熊本地震に対する補正でありまして、今回のこの補助事業に対応するためには、今回も予算化をして、具体的な調査、それから工事に向けての対応策を検討する必要があるということでの予算の上程であります。

○12番（沖 徹信君） 今度5,000万円、そして国庫、そういう形で充当されるであろうということでしょう。されると明言できますか。そういう中で、1億円は使うわけですよ、町持ち出しが、でしょう。そういう形で、町長、政治判断として、どうされると思っておりますか。

○町長（藤木正幸君） ちょっと、謝らせていただきたいと思います。大変皆さん方わかりに

くい説明だったと思いますけれども。

○12番（沖 徹信君） 全然わかりません。

○町長（藤木正幸君） わかりませんよね。ちょっと補足しながら説明をさせていただきたいと思います。

中原団地長期避難をさせていただきました。これはゼロ対100という判断で100を選びました。判断の基準というのは、ゼロ対100しかないといいますか、全員避難させるか全員残すか。そのところでゼロ対100ということで、長期避難という形をさせていただきました。今度の復旧にいたしましたら、これは、調査をした上で、ここに残すか残さないかを決めていきますということを明言しております。その調査費用というのを、今回ボーリング調査をしなければいけません。その調査費用をこの中に入れてあります。

それともう1つ、設計費が来ています。もしこの調査で残すか、残さないかを調査後に決めていたら、今度は残すと決めたときに、査定を受けてなかったら全額町負担になるということです。ということは、両方同じスピードでいってなければ、今度査定に引っかかりませんので、今度復興しよう、復旧しようと思ったときに予算がないという状況が生まれてきます。そのために今回、この調査費用と設計費用というのを両方出させていただいております。

設計後、調査でもしあれが全部駄目だという結果が出れば、全部100%あそこは解体しなければいけません。解体するとすればこれは補助がありません。その間において、解体するだけで2億円から3億円という町の負担が出てきます。しかしながら、それと一緒に、じゃ土地はそのままにしていいたとなったら、土地はちゃんと造成して、下の国道に漏れないような工事をしなければいけません。そういったことを考えれば、全部あそこを廃止するといっても、4億円というお金がかかってきます。

その中において、今度は調査結果で、あの町営住宅を全部駄目だといったら、公営住宅と違って今町営住宅ですね、次のところに100戸という町営住宅を建てるとなれば、大体試算でいえば、30億円というお金がこの中にかかってくる。別に建てるんだったら、100戸また建てるとしたら30億円というお金がかかってくるという感じになります。それは、補助等があるかもしれませんが、しかし、現状において、あそこを生かすにしろ、あそこを整地するにしろ、今回の調査を、報告を受けて判断するというのには間違いありません。しかしながら、ここが50%になるか、100%使えるか、70%になるかわかりませんが、

しかしながら、そのときにしようと思ったときに、今回の査定を受けてなければ、国の補助がもらえないということですので、今回、ここにこの費用を上げさせていただいております。ですから、同時進行です。調査をしながら、そこに設計を委託して、設計にも入っていくという形になります。その上で判断ということで、これは国で期日が決められていますので、どうしても抜けられないところであります。

○12番（沖 徹信君） 今町長は査定と言われましたけれども、査定でどういうことですか。査定を受けていないと予算が付かないという、査定ということはどういうことですか。町長、お願いしますよ。

○町長（藤木正幸君） あの土地に対する、今後どういった工法でどういった工事をするかという部分を今受けておかないと、後で造成変えますといっても変えられないということですよ。

○12番（沖 徹信君） それは査定じゃなくて、調査するということでしょう。査定というのは、国がするという事じゃないんですか。

○町長（藤木正幸君） はい、すみません。査定というのは、上物の査定をするということです。土地ではなくて、上物の査定ということです。

○12番（沖 徹信君） 上物の査定ということは、どういうことをするんですか。その査定は国がするわけですから予算は要らないということですか。

○議長（井本昭光君） 建設課長にいいですか、答弁は、沖議員。

○12番（沖 徹信君） 町長です。

○議長（井本昭光君） 建設課長でもいいですか。

○12番（沖 徹信君） 町長が説明しきんなはらんなら、しよんなかですたい。

○議長（井本昭光君） 建設課長。

○建設課長（松岡秀明君） それでは、お答えいたします。

査定といいますのは、今町長も申し上げましたけれども、中原団地の住居の部分の災害復旧のための査定ということになります。これは、公共土木災害にしても同じ理屈なんですけれども、まずは国に、国土交通省なんですけれども、国のこの災害復旧、例えば町営住宅の住居の部分の今回の地震による損壊に対しての、どれぐらいの被害であるということについての国の査定といいますか、これが査定なんですけれども、受けまして、これに対して、その査定で、結局国が幾らという査定をするわけです。そして、それについて、

国が先ほど申しあげました2分の1の補助をするということでもあります。

ですから、それに基づいて、実施設計というのが組まれるわけです。実際の復旧工事をするための設計が組まれます。その段階を追って、最終的には災害復旧工事を行って、元の住宅として復旧するということでもあります。

○12番（沖 徹信君） 査定ということは、被害があったということをお届けして、それに対して査定するわけでしょう。査定の方法というのは、何か意味がわかりませんが、今の説明では。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

今回の住宅の中原団地の被災については、当然査定を受けるための、一応被害の調査を行って、そして査定のための設計もそこには出てくるんです。その上で、それに基づいて査定官が査定をした上で、これを認めるか、認めないかということで、最終的には実施設計という段階にいくんですけども、そういうのを段階として査定があるわけですけども、国がこの災害復旧については幾らということを決めるのが査定ということになりますので、そのための、先ほど申しあげました査定ということになるわけです。

○12番（沖 徹信君） ということは、10月の土地もしてあるということですか。するという事。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

今申しあげました査定は住宅についての査定になります。土地については、先ほど事業名をちょっと長たらしく言いましたが、大規模盛土滑落防止対策事業、この事業で、これも同じく国の事業でありますけれども、まずは調査、簡易的な調査と、いろいろな専門家の意見はこれまでも数多くの方たちの意見は受けたんですけども、これから、じゃあ最終的にどういった安全対策を図れば、この中原団地の土地が安全に今後恒久的に使用できるのかということの詳細な調査をして、そしてそれに対する安全対策、工法を定めないと、そこが図れませんので、そのための土地については調査設計です。調査の業務委託を行うものであります。

ですから、その考え方としては2つの考え方が、上物の住居の部分と土地の部分と分かれるんですけども、土地はその安全対策を受けるための、今から調査をするという、詳細な調査をするということでもあります。

○12番（沖 徹信君） わかりましたと言いたいですけれど、ようわかりません。いいです。

それから101ページ、高木小学校の土木災害復旧計画ということで、これは高木小学校の運動場のひび割れの件ですか。

○学校教育課長（米満速敏君） 240万4,160円の件ですか。[「101ページよ」と呼ぶ者あり] 340万円の件ですか。これにつきましては、運動場を含めた、議員は地元だから御存じと思いますが、竹山のほうの擁壁も崩れていますので、そこら辺も含めた形での委託というところで考えております。提示をしております。

○12番（沖 徹信君） これは、運動場を含めた外構というんですか、そこら辺全体ということですね。はい、わかりました。

○建設課長（松岡秀明君） 先ほど、仮設住宅の21団地全部でありますけれども、それについての下水道と、それから合併浄化槽との数をということのお尋ねがありましたので、今資料が届きましたのでお答えいたします。下水道による対応が6カ所です。それから、浄化槽での対応が15カ所ということで、合計の20カ所になります。

○12番（沖 徹信君） それで出したらば、何で16カ所の浄化槽の何になっているわけ。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

これについては、箇所数を今申し上げたのが21カ所の内訳を申し上げたんですけれども、こちらが予算書の中にありますものについては、この合併浄化槽の戸数というか、浄化槽自体の戸数、これを1基、2基というんですけれども、これが浄化槽の戸数が16個ということ。実際は15カ所に16基の合併浄化槽が設置されるということです。

○12番（沖 徹信君） それでは、いろいろ答弁すると時間もかかりますけど、一覧表をください。どこにどういう浄化槽が入って、どこが下水道につながっているという、その一覧表をください。

○議長（井本昭光君） 松岡課長、後で一覧表を提出しますか。後でよかったです。

○建設課長（松岡秀明君） はい。

○議長（井本昭光君） 次に、声をあげて手を挙げてください。清水議員。

○9番（清水 陟君） 子ども未来塾のことでちょっとお尋ねいたします。これは減額となっています。87ページ、子どもたちは楽しみにしていたと思うんですよね。震災の影響で勉強も少し取られたと思います。子どもたちも楽しみにしていたと思いますが、事業見直しによる、ここところが少しわかりません。

それから、補助内示及び事業見直しに係る事業費の減、みんなそういうふう書いてあ

りますね。これは、どういうことでしょうか。上からお金が来ないから取りやめるのか、それとも、来ないから町独自でお金を払わなければならないというか、そういう感じだから減額したのか、ちょっとこのところ、説明をお願いします。

○社会教育課長（吉本正剛君） 清水議員の御質問に答えます。

地域未来塾、当初は、去年は中学校1校だったんですが、平成28年度におきましては、小学校まで枠を拡大したところで計画をしておりました。現実的に小学校は物理的といえますか人員的にもそういった体制づくりが難しいというところで、小学校1校だけということで、中学校1校だけに平成28年度は取り組んでいるところです。この減額の内容は、その後小学校でやる予定のところの予算の減額というところです。実施できませんのでその分の減額ということですよ。

○9番（清水 陳君） 実施できないというのがわからないんです。中学校とか一緒に集めてするとか、学校でできる学校もあると思うんですよ。全部をやめるというか、そのところがわかりません。

○社会教育課長（吉本正剛君） この未来塾の実施に当たりましては、一番重要なのはマンパワーというか、人員の確保です。各学校で各校区といいますが、そちらのほうの地域に対して、そのカリキュラムをする予定だったんですが、それに対しての協力者です。結構退職校長会の皆さんとか、あるいは地域のそういった支援員の皆さん等に当たって実施する予定でしたが、こういった地震の影響もありまして、そういった人員確保が困難であったと、まずそれが一番の理由であります。そういった人員の確保、今中学校は14～15名ぐらいでやっております。1クラス2人です。今1日3クラスやっておりますので、6人、それにコーディネーターもおまして7名です。あと、支援員の方も交代交代でいただいておりますので、総勢中学校だけで15名、その人員でやっております。

御承知のとおり、小学校6校ありますので、それなりの、中学校までは要らないけれども、それなりの人員の確保が必要ですので、今回地震の影響がありまして、そういった人員確保が一番困難だったというのが一番の原因であります。この小学校に対しての事業ができないというところから判断をして、今回減額をしております。また、これについては、次年度からそのあたりの、教育長もこのあたりをしっかりと、放課後子ども教室といいますが、放課後の子どものあり方というのも今変わってきておりますので、しっかりとこういった未来塾に関して次年度からまた取り組めるような体制づくりを考えていきたいと思っております。

おります。

○9番(清水 陟君) ということは、町からの手出しとか、そういうあれで取りやめたというわけじゃないんですね。

○社会教育課長(吉本正剛君) この事業については、事業費の3分の1が国、県が3分の1、町が3分の1という事業内訳になっております。町がそういった人員困難の、確保が難しいということが一番の原因で実施できないというところで今回の現額補正をしたところで。

○9番(清水 陟君) 非常に残念に思います。ぜひこういうのは続けられたら続けていってほしいと思います。

次、街なかギャラリー、ここに非常勤が何名か、昨日5名だったですかね、来られるということだったんですけれども。63ページです。今使えないとか、そういうことを言われたと思うんですけれども、その方たちは何をしていたらっしゃるんでしょうね。

○商工観光課長(野口壮一君) 非常勤職員で観光案内人で5名おります。この中で、街なかギャラリーと博物館横にあります観光交流センターに、この5名をシフトを回して勤務をしているという状況です。

今、街なかギャラリーが地震で被災して、現在閉館の状態になっているわけなんですけど、今こちらの観光交流センターでこの5名のシフト替えをやって今勤務をさせているという状況になります。

○9番(清水 陟君) はい、わかりました。なるべくやっぱり活用していただきたいと思います。

それから、5ページと41ページと99ページに非常勤職員の給料が載っております。3カ所です。5ページは750×8×120、41ページは750×8×27、それから99ページは1,500×120×6、こういうふうには1,500円とか少しずつ時給で変わってきています。非常勤とか、そういう雇うために資格を持った保育士とか保健師とか、そういった資格を持った方もいらっしゃると思うんです。建設課だったら1級の土木建築士もおると思います。そういった方々に今人数が足りなくて非常に職員もあくせくしていると思います。一番、時間外の仕事をしているというか、一番最高に時間外の仕事をしている人というか、何名ぐらいいらっしゃるんでしょう、全体的に。総務課長。

○総務課長(吉本敏治君) 震災対応という意味で申し上げたいと思いますけれど。まず、4

月の発災当初から、この時期については、ほとんど全職員が毎日時間外、寝る間もないような状況でした。だんだん被災から少しずつ、例えば罹災証明書の発行に移っていったり、その前に被害家屋の認定調査をやったりということで、幾分忙しい部署というのが、そのステージごとによって若干変わってまいります。それで、一概にどこが一番多いということとはなかなか言いづらいところはあるんですけど、もう間違いなく、総務課の地域防災係、こういったところについてはほぼ毎日、私も含めて3カ月ぐらい休みはありませんでしたので、ほぼ毎日出ておりました。その後は被害家屋の認定調査に回っていた税務課の職員です。これは当然町外からの応援職員がたくさん来ていただいております。その後、罹災証明書を受けた方が、被災者生活再建支援の窓口へお越しになりますので、その福祉課関係で行っている窓口関係の業務、それに類するところの建設課等においては、応急修理住宅の、応急修理の手続き等もありますので、なかなかどこがということはいづらいますけれども、幾分落ち着いているところもあろうかとは思いますが、まだまだ今の段階では、公共土木施設災害復旧に当たっている建設課の職員、それから農業土木施設関係の復旧に当たっている農業振興課の職員等はまだまだ忙しい状況は続いております。大体、そういったところですよ。

○9番（清水 陳君） 当然、時間外手当も出ていると思います。それから、この震災後、そういった関係でやっぱり寝れない。議会から町に要望書を出した答えの中に、要フォロー者25名、それから未実施とか15名、こういったことが載っています。そして病気休暇が3名と答えが返ってきました。こういった方たちのケアとか、そういうのはしていってやるのでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） お答えいたします。

説明書の5ページを御覧いただきたいと思います。今回、委託料の欄なんですけれども、委託料の説明番号で111番、熊本地震災害による保健師の委託料ということで、今回42万2,000円を計上させていただいております。この内容につきましては、その次のページにありますけれども、面談等を実施して、職員の健康維持を増進など維持していくということです。その代わりといっちゃ何ですけど、今年度予定しておりました研修関係を幾分減額をしまして、そちらに手厚く充てさせていただこうということで、この前特別委員会でちょっと申しましたけれど、要フォロー者のことも含めまして、今後また再びアンケート調査、カウンセリング等を行って、その辺のケアを行っていきたいと考えています。

○9番（清水 陟君）　そこで、臨時職員に戻りますけれども、臨時職員は時間とか日数とか決まっていると思うんですね。多分車馬賃ももらってないんじゃないかなと思います。5時か5時15分ぐらいになったら自分の持っていた仕事も「すみませんお願いします」と、正職に頼んで帰らざるを得ない。まだ自分がやりたいのに帰らざるを得ない。そういったところでまた職員に負担がかかっている、そういうふう思うんです。もう少し臨時職員も手厚くしたら、職員の負担が軽減できるんじゃないかなと思うんです。町長は、いつも人数が足らん、人数が足らんとたいと、こう言われます。その人数をどこかで補わんと、正職だけじゃ本当につらい、そういうものが続くと思います。最悪の場合が起きないうちに、ちゃんとしていただきたいなど。職員をかわいがっていただきたいなど思うんですが、町長いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君）　ありがとうございます。今本当に、町民も疲弊していますけど、それ以上に役場職員も疲弊している状況であります。やはりメンタル面というのも厳しい状況にもありますし、やはり時間外ということで、家族を捨てて今頑張っているという方もあります。その中において、今全国の知事会を通じて中期・長期という派遣職員というのをお願いしております。しかしながら、なかなかそちらからの中期・長期の職員派遣というのが難しゅうございます。その中において、今現在、やっぱり今言われるように、もう職員はこれだけしかいません。ぜひともできる限りこういった人員を確保しながら、職員のため、そして町民のために頑張っていきたいと思っております。ぜひともよろしく申し上げます。

○9番（清水 陟君）　よろしく申し上げます。非常勤職員もやっぱり手厚く申し上げます。また後で質問します。

○4番（中城峯英君）　先ほどの高木保育園関連の質疑ですけれども、民間に委託をするということですが、民間委託のメリット、これは先ほど1億円の財政負担が減少しますということですが、そのほかに何か考えられますか。

○子ども未来課長（坂本幸喜君）　お答えします。

今回、もし災害復旧で高木保育園を更生した場合は、今後やっぱり10年から20年間、ずっと公立保育園でなければなりません。ところが、そこは先ほど説明しましたように、事業費2億円、うち1億円が大体一般財源という形になってきますので、財政面のメリットはそういうことなんですけれども、あと今高木保育園が築34年、耐用年数が34年に対して今38年過ぎていまして、4年間超過しています。今回災害復旧でした場合は、あくま

で建て替えじゃなくて大規模改修となりますので、その超過した施設を改修するという形になってきますので、そのあたりに関しましては、民間に任せたほうがいいんじゃないかと。すると一番のメリットは、子ども子育て支援法で平成31年度までは補助がいつも私立保育園には手厚くされております。31年を超えた場合、その私立保育園を建設する場合、私立保育園に対しても補助がなくなるだろうという若干の話が出ておりますので、今私立保育園に任せたほうが手を挙げるところが多いんじゃないかという形で思っています。

○4番（中城峯英君）　じゃ、当てがあると、引き受けてくれる当てがあるということで理解しとってよろしいですか。

○こども未来課長（坂本幸喜君）　今回熊本地震におきまして、熊本県内外から保育園への応援です、これがうちの高木保育園、町内のすべて8園に保育所の支援があっております。その中で支援に来られたところの園の先生から、若干数件、今後高木保育園に関しましてはどうされますか、このまま公立で運営されますか、私立保育園で運営される、変更されますかという問い合わせはあっております。ただ、うちとしてはまだ回答はしておりませんが、そういう問い合わせがあるということは、私立保育園でも手を挙げたいなということは感じております。

○4番（中城峯英君）　敷地面積が2,500から3,000平方メートルということで、高木台地に造りたいということですよ。高木台地はなかなかまとまった土地というのはありません。やっぱり地権者が数名ということになりますので、やっぱり早く急がないと。ですから、まず急いでいただきたいのは、先ほどお話があったと思いますけれども、保護者の方に、沖議員も言われましたように、非常に不安な状況に置かれておるんです。ある保護者は、もう廃園という話も流れているんです。廃園ですよその保育園に移した人もおりますし、だからそういった曲がった情報が輻輳しておりますので、10月に説明をされるということですが、そういったことをきちんと伝えて、方向性が見えてくると落ち着きを取り戻してくると思いますので、そういったことをまず手順として一番にやっていただきたいと。そして、公募して、園を運営する方を選定して、そしてそれから地権者との用地折衝ということになりますので、そういった形が徐々に見えてくるとみんな希望が持てると思いますので、そういったことを早急に進めていただきたいということを希望しますので、よろしくをお願いします。

すみません、次いきます。歳入の10ページ、町債についてですけれども、これはその前

に財政調整基金が12億6,500万円、これはもう底をついておりますか、ここの資料によりま  
すと。そういうことで、今後復旧・復興進めていくということについては、やっぱり国庫  
補助金か地方債、町債がずらずらとあります。ありますが、この公債費の残高は現在で  
幾らでしょうか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 起債残高ということでしょうか。[「はい、そうです」と呼ぶ  
者あり] 73億円ぐらいですね。

○4番（中城峯英君） そうしますと、平成27年度末に75億円だったのが逆に減少しとるわけ  
ですか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） すみません。ちょっと正確な数字を、失言しておりましたの  
で。すみません、一般会計で75億3,795万6,000円ということです。

○4番（中城峯英君） 藤本課長、町の財政を担当する課長が、だって、個人でもそうでしょ  
う。貯金幾らあるか、借金が幾らあるかなんて、そんなことは誰だって知っているじゃな  
いですか。それを昨日もそうだけれども、そんなことをいい加減な数字を言わんでくださ  
いよ。それぐらいのことは頭にいつも入れながら事業運営をされておるでしょう。だから、  
私は75億円に今年の起債残高が13億円と載っているでしょう、これに。だから88億円ある  
のかなと判断していましたけれども。そうじゃないわけですね。はい。

だから、やっぱりそれぐらいは常に頭に置いて、田端議員が言ったじゃないですか、予  
算執行状況をきちんと把握しとってくださいと。会社ではこういうことは考えられんこと  
ですよ、本当。そういうことで、そういった起債に頼らざるを得んと。あとは国庫補助金  
ですね。一時借入という方法もありますけど、こういったことでのいいでいくしかないと思  
うんですよ、復旧・復興をです。そしたら、やっぱりこれじゃ先がなかなか見えない、  
これでも。だから、昨年度は歳入は72億円でしたよね。1年間で72億円ですよ。もう半年  
間で、6カ月間で138億円あるじゃないですか。あとどれくらい要と思いますか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 今回の補正の第5号を含めまして、138億円ということです。  
まだまだ災害復旧に要します費用というのは出てくると思いますので、最終的に何億円ぐ  
らいになるのかというのはまだはじいておりませんが、あと積み増しが10億円ぐら  
いはいくのかなと考えております。

○4番（中城峯英君） もう既に66億円増えているんですよ。10億円で済むのかなと。済めば  
幸いですね。だからそこら辺の見通しも、私は企業におったから、企業の見込みをやって

いましたけれどもね。やっぱりあと農地、土木の復興にはこれだけ要するという見込みをしながら、そして国や県にどうか、我々は銀行との交渉ですけれどもね。そういったことをやっていたので、やっぱり見込みは立てて、行き当たりばったりじゃどうにもならんと思いますし。しかしそのための、今度は復旧・復興のためにそれだけ経費がかかりますから。そのために、これはずっと大変な財政状況になりますから、県や国の復旧・復興の財政支援をいただくことには進まないと思いますが、そういったアプローチといいですか、そういった要請はどういう形でやっておられますか。

○**企画財政課長（藤本龍巳君）** 今回の補正は、町税それから各種料金の減額というものはまだ補正をしておりません。さきの議会で減額の条例というものを、平成28年の熊本地震に係ります町税の減免条例というものを議決をいただきました。これに基づいて、税それからいろんな料、減額して、減額がやむを得ないということです。その減った分は歳入欠陥債ということで起債をする、借金をするという形になります。

○**4番（中城峯英君）** これは国と県の財政支援というたらトップセールスしかないと思いますけれども、町長いかがでしょうか、コメントは。

○**町長（藤木正幸君）** おっしゃるとおりです。熊本が一つになって、また上益城が一つになって、また御船町が一つになって、国との交渉、そういったところに当たっている段階であります。しかしながら、総理から「御船町は潰さんけん」という話はいただきました。しかしながら、その後何かあったかという、まだ今のところあっておりません。その辺は私たち首長、そして県通じて、また国に訴えていきたいと思っています。

○**4番（中城峯英君）** 具体的な支援金というのはこれからだと思いますけれどもね。やっぱりチーム御船、チーム上益城で動いておられるというお話は日頃から聞いておりますけれども、そういったことをやっぱり早目早目に要請アプローチをしながら財政の支援を獲得するための取り組みをさらにお願ひしたいと思います。

次いきます。すみません、あと1点です。50ページ、歳出です。衛生費ですけれども、家屋解体業務委託料として3億6,382万円計上されておりますけれども、私の地区でも解体が高木は始まっておりますが、現在、業者は何社でしょうか。町内の業者と町外に分けて説明してください。

○**環境保全課長（宮崎 靖君）** お答えいたします。

現在、施工していますのが43件で、4件がただ今解体済みということで、県が今39カ所

の、それで町外が4業者、町内が4業者、8業者が今のところ予定のところでございます。

○4番（中城峯英君） その業者というのは、町が発注した解体業者ですから、雇い入れる工事というのはちゃんとやっているんでしょうね。どんな形でやっておられますか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） お答えいたします。

町は、県の解体業協会との契約に基づいて、そちらから発注は、こちらの解体業者に発注をされているということになります。

○4番（中城峯英君） それは全責任は県にあるわけですか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） あくまでも、発注したのは町です。発注先が県の解体業協会に一応委託してしている。これは、公費解体分です。先行解体につきましては、各個人が解体業者に頼まれて、解体するから、解体したからという形の協議を町とされて、解体をされている状況にはあります。

○4番（中城峯英君） じゃ、発注の流れとしては、町が解体業の協会に依頼をして、そこから、今御船町だったら町内が4社、町外が4社ということで、町はじゃあ全然そこに一括で解体業協会にオーダーを出して、それで知りませんということですか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） 知りませんじゃなくて、町が発注元ですので、解体を始める前には同席の上、「こうこうしていただきたい」と、「こんなときはこうですよ」という、町が所有者の方には説明いたしまして、今も解体が始まる時それから解体中の現場にも出向いて、いろいろな指導とか、こういう解体をしている状況を把握している状況にあります。

○4番（中城峯英君） 私も今地区を解体していますから、そういう状況を把握した上で、調べた上で申し上げているんですけれども、じゃあ、解体を家の持ち主の方、こういう人については、きちんどこまで片付けてくださいと。例えば衣類とか中の電気製品とか、全部出してくださいということは、きちんと説明をしているんですか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） それは、町からも解体業の方からも、所有者の方に説明をいたしております。

○4番（中城峯英君） そこら辺が徹底をしておりません。ですから、解体業者がみんなしてくるだろうと思って、建っている家は、必要な家財は後で使う家財は出していますけれども、衣類の要らんとは入れたままとく。そして解体業者が入ってきて、これは町外だったですけれども、それで戸惑って、そして捨て場もない、捨て場もどこかわからんと。

その場合、町外の4社ですよ、下請を使いよるわけです、その実態は。それは下請を使ってもいいですよ。だから、解体業協会に指示をしたのが、いわゆる元請です。元請から下請を使う、実態は、それはそれでいいんですが、その下請にきちんとした指示がなされていないわけですよ。だから、そこら辺のところ非常に作業が進まないわけです。そういう実態がありますので、それ等は把握されていますか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） 解体が進まない状況というのは、一つは今回はリサイクルというのを国が、環境省がいたしております、その分別作業に手間取っているとか、そういう形で一時仮置き場、町民グラウンドへ持って行くのに日数が、普通の解体よりかかっている状況というのは把握しておりますけど、今の議員からの御指摘の分については、申し訳ないんですけれども把握いたしておりません。申し訳ありません。

○4番（中城峯英君） そこら辺のところは、じゃあ、例えば基本的には、こういうことでしょ、解体を依頼する人は、中の電気製品いろいろ全部片付けてくださいというのが基本ですね。はい。それならば、こういうこともあるんですね。「家が潰れてもう出せん」と。「そぎゃんところはどぎゃんするかい」ということと、「うちには年寄りばかりでもうどぎゃんもならん」て、それは自己解決ですか、そういうときは。

○環境保全課長（宮崎 靖君） まず、当初解体をされるときに申請に来られるときに、一応の説明をいたします。例えば、半壊、大規模半壊で解体される場合には、貴重品、その他使われる家具類は持ち出して、そこから出されてください。それから、もう使われないものにつきましては、今も町民グラウンドに持ち込めますので、どうぞ持ち込んでくださいと。ただ、9月からはこの前も説明しましたとおり、町で解体する物件と罹災者の一時持ち込みの分でありませので、環境保全課で証明書を9月から出しておりますけど、そちらで無料というか、出せます。それから燃えるごみに関しましては、クリーンセンターに持ち込めますので、そちらの場合もうちから減免申請をしていただきますとできますよという周知も行いましたし、そういうことを言っております。

また、全壊とか、もう全棟半壊して入れない物件につきましては、それはそのまま結構ですので、そのままにしておいてください。それから、「大規模半壊で入りたいばってん入れんけんがどうしようか」という御相談があったときには、それはその方に身の危険がありますので、それはしようがないです、そのまましてください。あとは解体業協会との話し合いになるんですけれども、基本的には広域解体の部分になる部分もありますので、

そういう御相談をしてください。それから、高齢者の方、また持ち出しができない方については、その時点で解体業と町が来ますので、そのときに実費にはなりませんけれども、個人負担にはなりませんけれども、解体業組合様と話し合っ、その分は持ち出せますという、そういうこともできますということに御相談には応じているところでございます。

○4番（中城峯英君）　そこら辺の被災者の方への話が徹底してないということと、現状がもう問題点を言いよるとですよ。やっぱり解体をこれから能率よくどんどん進んでもらわにゃいかんからこういう提言をしよるんですけど。

それと、解体工事業協会から解体業者元請に頼みますよね。下請を使いよるわけです。その下請までそういったことが徹底してないわけです。そこまで聞いとらんていう実態があつて、それと「燃えるごみはどけ持っていかないとですか」とかいう話で、場所もわからんと。もうこの前の3日ぐらいは仕事にならんわけですよ。それじゃ今からやっぱりどんどん解体を進めていく上で、こぎゃん能率が上がらんならいつのことだろうわからんとという状況があるもんですから、だから、宮崎課長にお願いしたいことは、その被災者の方へのきちんとした説明と、そして解体業者への、解体業協会に対してここまでは、いろんなケースがあると思いますから、こういう場合はここまではしてくださいと。その旨下請にもですね。

下請には何かといいますと、今度は単金の問題があるわけですよ。これを計算しますと、今あるのは大体坪3万5,000円でしょう。下請を使うということは、また安い単金で請けているわけです。そうするとこういうことが起きますよ。「そこまで聞いとらんだつた」っていうことでトラブルの原因になりますから。だから下請を使うときは、元請の会社がおりますね、町外の業者は4社、そういう作業する人はあちこちから来ておりますから、だから、下請を使う場合は、どういう下請を使うかというのは把握しとかんといかんですよ。ここで、作業する人に聞きましたら、「もういつ事故が起きてもおかしくなかつ、私たちの仕事は」という状況ですから。事故が起きましたら、発注者責任になりますよ、基準局が来たら。私は工事屋でしたからその辺は十分わかっていますから。だから、そういったことにならないように、やっぱり発注者、解体業協会、元請、下請という、この関係をきちんとしていかないと、今からですからね。こういうことを危惧して私は、そしてスムーズに解体が進むように、でないとは一歩進みませんから、ということで提言を申し上げますので、ぜひそういうところはもう1回精査してもらつて、今始まったばかりでガジャ

ガジャとやりよるのはわかりますけれども、きちんと整理せんと、何かあったときには、事故があったときにはそういう状況になりますから、よろしくをお願いします。

○環境保全課長（宮崎 靖君） 議員御指摘のとおり、そういうことがないように指導・監督をいたします。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。（「時間ですよ」と呼ぶ者あり）  
では、休憩をした後に、午後から質疑を受け付けます。  
これで、休憩をいたします。1時15分まで。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時14分 休 憩

午後1時15分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（井本昭光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課長（松岡秀明君） 午前中の審議の中で、沖議員から仮設住宅の浄化槽の件について質疑がありましたけれども、この件について訂正をさせていただきます。

まず、浄化槽については16基です。下水道については6基ということになります。この16基といいますのは、例えば1カ所に2個の浄化槽が設置されたりとか、1カ所のところも当然ありますけれども、そういった関係で、数が16基と、下水道接続が6カ所ということで、22という数になりますけれども、内容についてはそういうことになります。

それから、予算については、お手元に資料をお配りしたと思いますけれども、左側に第一次、二次、三次、四次、五次となっておりますが第四次まで、当初の18カ所の340個で建設を始めたときの戸数と団地数で予算化をしているものです。下の第五次については、今やっと着工に入ったというのが2カ所ありますけれども、そういう状況で、まだ完成まではちょっと時間がかかるといいますか、10月いっぱいぐらいまでかかる予定でありますので、これについては、まだこの今回の予算の中には計上してないということになります。

○10番（塚本勝紀君） 町長にお伺いします。避難場所についてでございますけれども、スポーツセンターが最終的になると思いますけれども、今日の新聞では96名の方がまだいらっしゃるということで、いつかははじめをつけないといけないと思いますので、大体予定としてどのくらいになりますか。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

スポーツセンターに今避難していただいておりますけれども、閉鎖というのをある程度決めなくてはなりません。しかしながら、その前提となるものが仮設住宅が全部でき上がるということで、そこに入っていただくことが前提になります。今後仮設住宅の竣工が、そして住民との話の中でその日を決めていきたいと思っています。

今、課長からありましたように、あと第五次で3カ所85戸の建設が今進んでいる分と今から進む部分があります。県と打ち合わせをしながらその時期を見計らっていききたいと思っています。

○10番（塚本勝紀君） その時期が、大体どのくらいということは聞いていませんか。

○町長（藤木正幸君） 県の発表によりますと、今現在、9月上旬と11月上旬ということをお伺いしていますので、ということが県からお聞きしておりますので、そういうのを、もう少し何日とかそういったものが決まりましたら、お知らせしていきたいと思います。

○10番（塚本勝紀君） それは一番大事なことで、はっきりしたことははっきりさせとかと、絶対そこは、だらだらしていたらやってはいけないと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

○6番（田上 忍君） まず、今のに関連してですけど、私はスポーツセンターに今避難されている方からは、10月末で閉鎖と聞いていると私は聞いたんですけど、これはうそということですか。

○総務課長（吉本敏治君） 10月いっぱいという話だったですかね。もう少し、前の段階での話だったかもしれませんが、仮設住宅の最終的な追加の3団地を必要ということで、県にお願ひしております。当初は10月いっぱいぐらいで仮設団地の建設が可能ではないかというところで聞いておりました。その仮設団地の完成を10月いっぱいとするならば、10月いっぱいぐらいまでに避難所も閉鎖したいと伝えていたかと思います。

○6番（田上 忍君） じゃあ、今最新情報ということで11月上旬ということで理解していいですか。はい。

それではまず10ページですが、予算、歳出の説明書です。10ページ、ここに復興計画の策定委員会をやるということですが、これは19人委員がいますが、どういう方を選ぶんですか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 今震災復興計画策定会議の決裁を回しているところですが、各種団体の推薦する者、それから学識経験者の方々、合わせて20名以内をもってと

いうことで予定をしております。

○6番(田上 忍君) 20名以内というか、ここでは19人の予算を取ってあるじゃないですか。そして各種団体って、その各種団体っていうのはまだ決まってないんですか。だから、どういう人がここに入ってくるのかなというところですか。

○企画財政課長(藤本龍巳君) 下に、あと1名分学識経験者の方が1名。

○6番(田上 忍君) だから、これはわかります。

○企画財政課長(藤本龍巳君) いますので、合計20名ということです。こういった団体かということなんですけれども、嘱託員の皆さん、商工会、そういったもろもろの組織がありますので、そういった団体の推薦する者ということです。

○6番(田上 忍君) じゃ、今言われた嘱託員会から何人か、商工会から何人か入ってくるということですか。

○企画財政課長(藤本龍巳君) 予定では、各種団体、各団体から1名を予定しております。

○6番(田上 忍君) ということは19団体ということで理解していいですね。

あと、この策定員会に、学識経験者も含めた20人となるんですね。20人で会議やって、話はまとまると思うんですか。

○企画財政課長(藤本龍巳君) 復興計画の策定につきましては、総合戦略の策定と同じように、まず市内の震災復興本部が中心となります。それから、議会の御意見を伺うと。それから反対側に住民の方々に組織する策定会議があるというイメージを持っていただければいいと思います。

○6番(田上 忍君) いや、私はそういうことは聞いていません。20人もいて本当にその会議の内容がまとまるのかということなんです。だからもっと絞ってもいいんじゃないかというところなんです。だから、20人もいてワアワア言って、その中には来ても何にもしゃべらずに帰る人も中にはおると思う。だったら、本当にそういう意見を持っている人をもっと人選したほうがいいんじゃないかと思うんです。そして予算はないないと言いながら、要はこれだけで20人の4回分も予算を取るわけなんです。そういうところですか。

○企画財政課長(藤本龍巳君) マックスで20名ということです。それより減るかもしれません。

○6番(田上 忍君) じゃあ決まりましたら議会にメンバーを教えてほしいと思います。

続いて13ページです。防犯灯の、これは修繕費ということで上がっていますが、今回修

繕費というものはここだけということでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） 13ページの11節の修理費ですけれど、地震に伴う防犯灯の修理ということで、これは地区から上がってきたものとして、今修繕が必要なものとして、今4基、それから新たに高木の仮設団地までの道路については、もともと防犯灯がありませんでしたので、その分は付け加え、新規ということになります。

○6番（田上 忍君） だから、聞きたかったのは、これ以上また上がってくる可能性はあるということでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） 今後また上がってくる可能性はあると思っています。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。じゃあ次21ページですが、ここに地域支え合いセンター委託料というのがありますが、この地域支え合いセンターというのはどういうものですか。

○福祉課長（道山敏文君） 目的としまして、被災地の仮設住宅などにおける高齢者等の安心した日常生活を支えるため、見守り、生活支援、地域交流などの総合的な支援体制を構築するためのものということで、この地域支え合いセンターを今回補正予算で100%国庫補助なんですけど、これを社会福祉協議会に委託料として支払いまして、社会福祉協議会がこの仮設の見守りです、孤独死を防止するなり、あとコミュニケーションをとるなりの、そういった組織のトップに立っていただいて、その傘下に各種団体が入っていただく。そうしなければ、今日は保健師と医班の団体が30分おきに尋ねてきたなんていうことで、入居者の方も血圧ばかり、毎度毎度ということもありますので、そういった巡回、そういった場合も全部社会福祉協議会で取りまとめていただく、またボランティアが談話室で何かイベントを行うにしても、すべて社会福祉協議会を通じてということで、社会福祉協議会で取りまとめるということで、そういった今回予算を計上しております。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。

続いて26ページですが、ここに障がい児に対する増額ということで、これは結構な金額が上がっているんですけども、どうしてこんなに補正でこれだけ大きな金額が上がってくるのか、その辺の説明をお願いします。

○福祉課長（道山敏文君） これは、障がい児通所給付費ということで、最近、御船町と近隣町村に障がい児の、主に放課後デイサービスですとか、日中デイとか、居宅サービスとしてこういった施設に通所を通う施設というものが非常に多く施設ができ上がりました。も

ともあったデコボコ会も今年の4月にまたこういった事業を始めますということです。

あと、4つのこういった通所施設が、平成24年8月だったのが元ある、最近でしたら、平成27年12月、今年の3月、4月と、それぞれ定員が10人だったり15人だったり、そういったものが新設されたことで、そちらに通われる子どもさんが増えたことで、この金額を増額補正することが主な要因ということです。

○6番（田上 忍君） じゃ、当初の予定よりもかなりそういう施設が増えたということで理解していいですか。

○福祉課長（道山敏文君） はい。平成28年3月、4月で3カ所、27年12月に2カ所ということで、この合わせた4つの通所施設が開所されたということが原因ということで結構です。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。

次41ページですが、ここに臨時職員の賃金が上がっているんですけども、この仮設住宅管理に伴う臨時職員ということですけど、これはどういうことをやる人ですか。仮設住宅ということは、先ほどは21カ所ありますが、これは全部を回るということでよろしいんですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

この仮設住宅に関する臨時職員については、先ほどの午前中の審議なんかでもお答えしたかと思いますが、さまざまな入居されることで、要望もありますし、いろいろな言葉を、そこで生活をされることで、いろいろなことをというか、問題点等も出ますし、要望も出てきます。そういうものに対応していくためには、やはりある程度専任としては正規の職員が対応することになりますけれども、補助的な事務の補助に対応していただくための臨時職員として雇いあげないと、運営上非常に厳しいところがあるということで、今回賃金として予算を計上しているものです。対応については、当然最終的には21団地の425戸の建設になるわけですけども、そのすべての団地についての事務的な補助の対応をしていただくこととなります。

○6番（田上 忍君） すると、その職員は建設課に、場所的には入れるということでいいんですか。

○建設課長（松岡秀明君） はい。団地というか仮設団地の施設自体の維持管理については建設課で対応することになりますので、当然建設課に籍を置くこととなります。

○6番（田上 忍君） 併せて、集会所の話も先ほどから何件か出ているんですが、集会所は

どのように管理していかれるんですか。鍵の管理とか、そこを使うときにどうするとか、そういうことは、運用方法というのはもう決まっているんですか。

○総務課長（吉本敏治君） 具体的な運用方法についてはこれから決めることになりますけれど、今おおむね考えていることは、先ほど支え合いセンターというのができましたけれど、支え合いセンターで一応鍵の管理をしていただくことも考えています。これは委託をしますのです。それで、集会所につきましては、主に利用するのは当然仮設団地に入居しておられる方々ということになります。まず、その仮設団地の中にも1人鍵の担当者を置いていただこうかなとは考えております。それと1本は、支え合いセンターで管理してもらおうと。朝から集会所を開けていただいて、夕方所定の時間になったら閉めていただくというのが一つと、それから集会所等の外部からの利用の申し込み、例えば障がい団体がそこで入居者と一緒になって何かをやりたいとか、そういったことも想定されますので、実際にそういった申し込みはもう既にあっておりますけど、まだそこは取れていません。そういったいろんな使い方が想像されますので、まず一つは支え合いセンターにお願いをして鍵を管理していただくということと、1本は各団地の管理人等を決めていただいて、その方に管理をお願いするという方向で、今のところそういう工程で考えているところです。

○6番（田上 忍君） 今の説明ですと、日頃は日中帯はいつも開いているという状態ということに理解していいですね。

○総務課長（吉本敏治君） いつでも、どの時間帯であっても入居者の方々に利用していただくためには、日中は開けておく必要があると思っております。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。

続いて60ページですが、今度は林道のことが出ていますけれど、この林道というのは実際には具体的にはどこになりますか。

○農業振興課長（松永正夫君） 林道につきましては、町が林道台帳で管理している林道で、矢部水越線とか高松線、大蔵線とか里山線、辺田見線とか、そういう林道になります。

○6番（田上 忍君） 今すぐどこかを補修しなければいけないというのではなくて、総予算的になっているということでもいいですか。

○農業振興課長（松永正夫君） 大雨の後、現地を確認しておりますので、その現地で1カ所ほどありましたので、その部分になります。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。

82ページと85ページに、給食費の予算が上がっているんですが、この説明を詳しくお願いしたいんですが。

○学校教育課長（米満速敏君） お答えします。

82ページの給食費補助ということで、これにつきましては、新しい国の施策として、震災以後、半壊以上の子どもたちに、給食費の援助をするということが決まりましたので、一応御船町でも小中学校調査しまして、小学校で約70人、半壊以上の子どもがおりましたので、一応給食費の補助をするというところで今回補正計上しております。

○6番（田上 忍君） これについては、給食費だけですか。ほかには補助は出ないということですか。

○学校教育課長（米満速敏君） お答えします。

今のところ給食費だけというところで進んでおります。

○6番（田上 忍君） あと、88ページですが、ここに地区集会所の補助金が上がっているんですけども、これは何%の補助になりますか。

○社会教育課長（吉本正剛君） これにつきましては2分の1となっています。交付規則で2分の1、上限150万円と規定してあります。

○6番（田上 忍君） 今回これは地震の災害によって壊れた集会所ということですけども、議会からももうちょっと、いつもと違うようにもう少し補助をできないのかということが、意見が出ていたと思うんですが、その辺は検討されたんでしょうか。

○社会教育課長（吉本正剛君） 今の質問につきましては前回もあったかと思えますし、災害が起きた以降、こういった前回の議会でも答弁したと思えますが、町は県・国を頼りにしているところである。住民は町を頼りにしていると、そういった気持ちをくむなら、ここに交付規則にある2分の1あるいは上限150万円という交付規則の中身を再検討する必要はあるというところで、近隣町村との絡みもありましていろいろお尋ねをしておりますし、また財政とも、ただ今何件くらいこういった件数が、まだ把握できておりませんので、ある程度件数的、金額的な把握ができた時点で、検討は今もしておりますが、再度詰めの検討をしたいと思っております。

○6番（田上 忍君） 続いて101ページですけども、ここに高木小と小坂小それから御船中学校の改修工事ということで上がっていますが、七滝中央小はどうなっているんでしょうか。

○学校教育課長（米満速敏君） お答えします。

今現在の状況ですけれども、地質調査5カ所やっている状況です。まだ全体的な調査が終わっていないところです。報告が終わりまして、対策方法あたりを考えたいと考えています。

○6番（田上 忍君） それはいつ頃になる予定ですか。今後の見通しとしてです。

○学校教育課長（米満速敏君） お答えします。

地質調査が入札業務によって業者が選定されたわけですけれども、3カ月程度一応工期がかかるということでしたので、11月末まで工期があったと思います。それが出次第、対策方法を考えるということにしております。

○6番（田上 忍君） 今でもグラウンドは使えない状態ということで、なるべく早く元のように戻してもらえればと思います。

あとは、先ほど清水議員からもあったんですが、人件費の件ですけれども、人件費、今回補正でかなり上がっております。今職員の方の月の勤務時間数といたら大体どれぐらいですか、平均して。

○総務課長（吉本敏治君） 時間外という意味ですか。

○6番（田上 忍君） できれば、1カ月250時間とか200時間とか。

○総務課長（吉本敏治君） 所定の勤務時間プラス時間外を含めてどのくらいかということですか。[「はい」と呼ぶ者あり] 時間外については、一人一人さまざまになっておりますので、それを全部を把握しておしなべて平均をしたものは出していませんけれど、一番多かった月では200時間を超過おった職員もおりました。今は幾分収まっているとは思いますが、それでもまだもちろん災害対応を、台風時期とかも災害待機をやっておりますので、それなりの時間外が出ていることも確かですし、特に今多く出ているのは農業土木関係の災害査定の事務です。補助金工事査定の査定請求書の作成、それから同じく建設課の公共土木の災害査定の準備のための時間外、それから総合支援の窓口の中での1日の取りまとめ、業務後の、受け付けを行った後の取りまとめの時間だったり、そういったところではまだかなりの時間外が出ております。ただ、おしなべて平均どのくらいというのはまだちょっと出しておりません。

○6番（田上 忍君） 今まではまだ出してないということですがけれども、今回こうやって補正予算出すに当たって、要は先にどれぐらい時間外があるからということで金額がはじき

出されていると思うんですけど、大体どれぐらい、今言われた課の人たちはどれぐらい残業がこれからまだ発生すると考えているんですか。

○総務課長（吉本敏治君） 農業土木、工業土木の災害については、12月まではかかると、私どもの現場からは聞いています。それ相当の時間はかかるだろうとは思っています。それ以外の業務につきましては、少しずつ終息をしていくものとは感じているところです。

○6番（田上 忍君） これから問題になってくるのは、先ほど清水議員からもあったように、職員の健康状態です。今でもやっていると。これからもそういうヒアリングとかやっつけられるということですけども、今体調不良で休んでいる方は、前回報告があったとおり3人だけということよろしいですか。

○総務課長（吉本敏治君） 今1人復職しましたので、今2名です。

○6番（田上 忍君） これからも、みんなで健康でみんなのためにやってもらえればよいなと思っています。しっかり心面、メンタル面も含めてやってもらえればなと思います。

それから、今回地震関連でたくさんの補正予算が上がっています。今後、物的なものも必要ですけど、メンタル面もいろいろ要るかと思います。町長に聞きますけれども、これからやはり何が一番大事だと思いますか。この地震から復興に向けて、どんなことを住民の皆さんにやっていかなければいけないと思っていますか。

○町長（藤木正幸君） 一番欲しいのは人と金です。しかしながらそうばかりは言っておられません。町民とともに、やはりできることをしていかなければいけませんけれども、一番大事になるのはやはり人と人とのつながり、話すこと、そこが一番大事になってきます。コミュニティの復興なしにして、御船町の復興はないという考えで進めておりますので、そういったところを私たち庁内と町民とがつながるように行っていきたいと思っています。

○6番（田上 忍君） 今コミュニティという話も出ました。今のFM放送を町でまだやられているかと思いますが、これの活用をもっと何かできないかなと思うんですけど、今FM放送をやっている時間帯は、以前と変わっていませんか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 午前9時、10時、午後3時、午後6時の4回です。

○6番（田上 忍君） その4回は、例えば9時から何分ぐらいなんですか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 内容によりますけれども、おおむね15分程度だと思います。

○6番（田上 忍君） FM放送、これは聞ける方はそんなに多くないかもしれませんが、やはり聞いている方もいるんです。その時間帯でないと聞けないという声もあります。ほ

かの時間テープでいいので、ずっと何かエンドレスで流すとか、そういうことはできないんですか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 土日は録音したものをエンドレスで流しております。それからインターネットでFM放送を聞けますので、インターネット経由でFMを、ラジオの音楽を聞けるようにしております。たしか定かではありませんけれども、1日ぐらい前まではたしか残っていたと思います、録音という形で聞けるようにしていたと思います。

○6番（田上 忍君） 聞けるようになっているのであれば、そういうことを、今の時間であれば何も流してないんで、そういうことはできませんか、エンドレスで流すということは。

○企画財政課長（藤本龍巳君） そこまでの機材が確保してなかったと思います。ちょっと調べます。

○6番（田上 忍君） 今、日曜は流していると言われたでしょう。何かおかしいんですが。今、マイクで答えられるかなと思って待っていたんですが。

じゃあ、FM放送はそういうことで。

あと、コミュニケーションが必要ということで町長は言われています。今後、仮設住宅が21カ所建っていく。その中で、このコミュニケーションをとるために何か方策というのは今考えられていますか。

○総務課長（吉本敏治君） 感覚としては、私も少し遅くなったかなという気はしていますけれど、各課の情報、あるいは各課でやらなければならないようなことを今拾い上げてまして1回会議を行っております。そして、2回目の会議を今月23日に行われることとしています。集会場や談話室、これがまだ全部完成していませんので、できるだけ集会場や談話室を使った中で、いわゆるオリエンテーションみたいなことをまずやる必要があるだろうということを思っているところです。

それから、当然仮設団地のコミュニティとしての位置付けを従来の区長さんだけにお任せするというのはなかなか厳しいだろうと思っていますので、仮設団地の中でのリーダーシップをとっていただく日と、そういった方々をできるだけ募ってこちらからの情報、行政文書であったりいろんなことを伝える必要がありますので、そういう機会を、今後仮設住宅をできるだけ回ってそういった広報をしたいとは思っているところです。

○6番（田上 忍君） 今集会場は2カ所しかないということですが、あと今仮設住宅にかなり住んでおられます。そこに町の回覧とかそういうのは回ってこないと言われるんです。

この辺はどうやって回そうと考えていますか。

○総務課長（吉本敏治君） 団地によっては完全にその集落の中に取り込まれたような格好で団地ができているところもあります。そういった小規模な集落の中にある仮設団地については、改めて区長さんに文書等の配布をお願いしたいと思っております。特に甘木ですとか下高野地区については、ほとんどの方が、もともとおられた方が入っておられると思っておりますので、従来の区長さんにそこら辺はお任せをしていいのではないかと考えています。ただ、規模の大きい団地等については、新たに自治組織を結成して、そのリーダーとなる人をできるだけお願いをしたい。そういった人のところに新たに文書等の配布、そういったものをお届けしたいと考えているところです。

○6番（田上 忍君） 自治組織、できればそういつてなれると思いますが、それまではどうするか、そこをしっかりと検討して、今でも情報が不足して、「いっちょん知らんだった。でも隣の人は知っとんなはる」というのがあるんです。ですから、しっかりとみんなに回るようをお願いしたいと思います。

あとコミュニケーションということで、町長、今避難所で14日、毎回集いというのをやられているのを御存じですか。

○町長（藤木正幸君） YMC Aのお力で避難所で毎月行われているのは知っております。

○6番（田上 忍君） そこに参加したことはありますか。

○町長（藤木正幸君） 第1回目のほうに参加させていただいております。

○6番（田上 忍君） 避難所の方がぜひ町長にも来てほしいということを要望されています。

ぜひ避難所ももうちょっと回ってもらって、そしてコミュニケーションをとってもらえればいいなと思います。そして、今後仮設住宅ができてくる。そういうところにもやっぱりちょくちょく町長も顔を出して、みんなを安心させてほしいと思います。いかがですか。

○町長（藤木正幸君） やはり、訪門するというのは大事だと思っております。まだ今の現状の中で全部回れと言われてもちょっと厳しいところで、できる限り回ってまいりたいと思っております。

○6番（田上 忍君） 最初に町長が、やはり人と人とのコミュニケーション、要は話すことが大事だと言われていましたから、ぜひ実現してください。

○1番（田端幸治君） 仮設住宅の件であります。先ほど資料をいただきました。この中に木造住宅が6カ所、これからできるものも含めて6カ所、151戸の建設がなされます。この

木造住宅については、仮設住宅、基本的には2年間ということだろうと思いますが、木造住宅についても2年ということで設置をされるわけでございますか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

当然木造でありまして仮設住宅には代わりありませんので制度上、今の現行制度においては2年間での撤去ということになります。

○1番（田端幸治君） 将来にわたっていわゆる仮設住宅から復興住宅ということも想定できるのかなど。そういうものを想定したときに、復興住宅にこの木造住宅を充てるという考えはございますか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

今答弁申し上げましたように、仮設住宅でありますので、制度上2年間ということでありまして。また、この木造住宅でありまして、これについて、非常に造りとしても立派な造りになっておるように感じる部分もありますけれども、やはり建築上の専門的な部分、見地というのは私たちは専門家ではありませんので詳しくはあれなんですけれども、やはりこれが恒久的に長く使えるような造り、あるいは材質、そういうものではないということで、私たちは認識をしております。

ですから、これがイコール復興住宅へということは今のところ考えられないと考えております。

○1番（田端幸治君） ということであれば、あくまでも2年間の、仮設住宅としての取り扱い、町はそのように認識をしているということですね。

私は、復興住宅に向けての利用価値が十分あるのではないかと見ておりました。ですから、そういうものも設置するのであるとするならば、今回6カ所木造住宅は建設をされております。いわゆる山間部にもありますし、平坦部のグラウンド下にもありますし小坂もありますし木倉にもあります。いろんなところにあるんです。ある程度そこらあたりを、将来を見据えたときに、木造住宅を復興住宅という流れがあるとするならば、集約したほうがいいのかなど。それと、御船町のいわゆる町営住宅計画、そこらあたりと兼ね併せながらどのような考え方を持つのかということを整理したほうがいいのかなど。

ですから、いわゆる午前中出ております中原住宅のことも一緒です。総合的に見て、御船町の町営住宅、今約460ぐらいあるんですかね、非常にこれは多いということで、それは近隣町村を見たときもそうです。上益城の中で御船町が一番多いと。そういったものを含

めたときに、この震災という中において、将来の町営住宅のあり方をどうするかということをしつかりと協議をして、その方向性を私は決めたがいいのかなど。ですから、中原団地のこともしつかりとそういうことの議論をしながら、今後残していくということであれば、位置付けをどうするのか。復興住宅に向けた仮設住宅の元の住宅をどうするのか。やはりそれは内部においてしつかり協議をして、そして復興計画の中に議論を重ねるということであればそういうこともやるべきだなと思うわけです。

町長、いかがですか。

○町長（藤木正幸君） 今、田端議員から言われたとおりの考えです。やはり今現在の町営住宅の環境、そういったものを踏まえながら今後復興に向けてどういったふうにしていくかということ、この復興計画の中に入れて考えていかなければいけないと思っております。

その中において、今木造で建てているところが150カ所ちょっとありますけれども、そこも今後の御船町の町づくりにとって大事なところでもあります。そういったところも勘案しながら考えていきたいと思っております。

○1番（田端幸治君） 恐らく木造住宅、また仮設で終われば、その後解体。しかしその後も残すということになれば、町が財産として買い求めをしなければならないということになってくるのかと思います。そこらあたりを将来的額をきちっと立てて予算も将来的に必要なってくるということになるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、仮設住宅の入居者の嘱託区の位置付けはどのようになりますか。

○総務課長（吉本敏治君） 先ほど少し述べましたけれども、完全にその集落の中、住居地の中に位置しているものについては、引き続き、ほとんどその入居者の内容についても、もともとおられた地域の方々がほとんどだろうということを考えると、地元の区長さんをお願いしても何ら支障はないのかなと考えています。まだ直接区長さんにその旨を伝えてはおりませんが、今後はそういう方向でお伝えをし了解を得たいと思っております。ただ、南木倉の55戸などの仮設団地ですとか、高木の鳥獣保護センターの下等にある仮設団地、それから新たに農地を仮設団地にしているところとか、そういったところについては、非常に行政区があいまいともなっております。

また、その中に入っておられる方も、各行政区から集まってきておられるという状況もありますので、できれば先ほど申しましたように、新たな行政区と似たような存在で、その自治のあり方を、その中で、いわゆるリーダーとなっていただけるような方をお願い

をしたいと今考えているところです。

- 1番(田端幸治君) 仮設住宅に関しては、もう既にそこでの生活が始まっているわけです。そういう中において、どのような位置付けをするかということは、やはり早急に決めて、今後どのようにして行政として対応していくのかということは、早急に私は決めて、こういうふうにやりますということを知らしめていかないと戸惑いがあるんじゃないかなと思います。入居されている方の話を聞くと、「まだ一団地の中に誰が入っておんなはるか顔も見ておりません」という方もおられました。やっぱりそういったところも、向こう2年間は一緒に生活をされるわけですから、そういった取り扱いをどうするのか、一緒に面識を持って地域の雰囲気という話もありました。きちっと対応をすべきだと思います。

それから70ページ、都市計画の調査委託が減額で369万2,000円出ております。これの説明をお願いします。

- 建設課長(松岡秀明君) お答えいたします。

これにつきましては、今年度の当初におきましては、都市計画の基礎調査ということで、これは都市計画法に基づきます第6条に基づいたところの、おおむね5年に一度都市計画の基礎調査と申しまして調査を行う、現在の状況といたしますか、そういったものについての調査を行うことになっておるわけですが、これに基づいて調査をした結果、必要があれば都市計画の変更をするということも、その中に入ってくるわけですが、今年度におきまして、その予定をしておったところですが、今回の震災が4月に発生しまして、熊本県が延期をするということになりまして、その熊本県の延期に基づいて、町もやむを得ず、その調査については延期をせざるを得なくなったということで、今回減額をするということになったものであります。

- 1番(田端幸治君) 今課長から、県が取りやめをするから町も取りやめをするというお話でございますが、これは県と一体的に都市計画の見直しをやらなければいけないと、何かそういった拘束がありますか。

- 建設課長(松岡秀明君) お答えします。

当然、県の都市計画に基づいたところで、町もその計画を、見直しが必要がある場合については見直しをしていくということになっておりますので、熊本県においても、当然おおむね5年ごとに県全体の都市計画の基礎調査を行うということになっております。そういうことで、それに伴って町の基礎調査を行った上で、それを踏まえたところでの変更の

必要性のあるなしを判断するものですので、当然こう一体的にというか、連動した形での見直しということになるかと思います。

○1番（田端幸治君） 都市計画というものは、それは基本的に、そこそこの市町村が将来的に自分の町をどのような形につくっていきたいというのがあって初めてその上位である県も、そこそこの意向を尊重しながら、熊本県全体の都市計画を作り上げていくということが私は大事だろうと思います。

特に今回、このような震災があった中において、震災に見舞われた市町村、将来どのようなまちづくりをするか、非常に大事な視点に私は立っていると思います。この震災に遭った現状の中において、御船町はどのようなまちづくりをするのか、どういったものを目指すのか、そういったものを明確にしていく、示すということが私は大事だろうと思います。近隣市町村を見た場合に、例えば隣の嘉島町、企業誘致をします、住宅団地を造ります。甲佐町、さまざまな施設整備をいたします。人口増を図ります。益城町、いわゆる高森線に中心があった庁舎を中心とした、これを全体的にどういった見直しをするのか議論を重ねられております。そういった中において、益城町は、いわゆる企業誘致等をする場合において、あそこはたしか調整区域が入っているかと思います。そういう中において、地区計画を見直しをされておる。そういう現状は御存じですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

益城町における、あるいは近隣の町村自治体における、そういった都市計画に関する土地利用、そういうものについての状況というのは、詳しくは把握をしていないところであります。

○1番（田端幸治君） やはり、各近隣町村、どのようにまちづくりを取り組んでおられるのか。やはり、そういったところの情報収集も私はやるべきだと思います。そういう中において、益城町の場合は今地区計画と申しました。通常の地区計画を策定したときには、住宅であるとか工場であるとか、そういったものも迎えることができる。しかし今回の震災によって、震災復興地区計画というものを取り入れる。これは県も認めたということで、例えばその中に商業施設であるとか病院とか、そういったものもオーケーですよということをお県も了解をしているんです。ですから、御船町の将来復興計画、都市計画、非常に大事になってくると思うんです。今県に先んじて御船町はこういう計画を持っているんだということを示さないと、一歩後れをとるということに私はなりかねないと。ですから、こ

ういう予算は減額するんじゃないくて、御船町の将来計画を作るためには、よそよりも先に前に一歩進むという形の中で私は取り組むべきだと思います。

町長、いかがですか。

○町長（藤木正幸君） 都市計画といたしましたら、県とも打ち合わせをしながら今進めている段階であります。今言われましたように、やはり今後どうするかというところが問題になっております。その中において、今後都市計画、町独自でもやらなければいけないと思っております。今がチャンスと考えています。こちらは、県とともにしなければいけないというところでありますけれども、今後は町独自でもやっていくという思いであります。

○1番（田端幸治君） やっぱり、こういうものもタイミングを逃すとなかなかできなくなるということになりかねない。例えばそういった企業誘致をするにしても、嘉島もやる、益城もやると、そういったときに御船にも来たいと思っておったかもしれんばってん、御船は準備ができてなかったばかりに、迎えることができなかつたということにもなりかねない。ですから、そういったところに近隣町村にも負けんようにどんどん行動を起こしていく。その姿勢を県とか国にも見せるということが私は大事だろうと思います。ああ、御船はそぎゃん考えとるなら、確かに御船の復興も大事ですねと。そのためには御船が計画されておることも、「ああ、それは十分尊重しなければいけない」という受け入れ体制をしっかりと作っていくことが私は大事だろうと思います。そういうことをやったとしても2年、3年と月日はかかっていくわけです。計画がなければ何もできないということです。そういう姿勢を示していただく。ですから、こういうことに減額は、安易にやるべきじゃないと思います。これをやっとかんと取り組めないですよ。町長がいかに頑張って何かをやるうとしても、計画はないじゃないですかと、具体的な計画を見せてくださいと。どういった予算措置はされていますかと、そういう問いかけが、一般的に減額しとつたら、「ああ、もうないんですね」ということになりかねないと思います。非常にこのことは大事だろうと思います。

この御船町のまちづくりにおいても長年をかけて計画をもって取り組んできたという経緯もある。今度新たにまたそういったことが必要であるとするならば、専門家でも入れて、御船町の将来のまちづくり、しっかりと私は取り組んでいただきたい。

じゃ、御船町の復興計画、先ほど少しお話が出ました。これは大体いつまでに作り上げる予定ですか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 復興計画の予算につきましては、7月の議会で承認をいただきましたように、議決をいただきました。委託料1,000万円ということです。もくろみとしては今年度中に策定をするということにしております。

まず、震災からの一日も早い執行というのは、いろんなテーマがあるだろうと思っています。町長が先ほど申しましたコミュニティの活性化、まちづくりの関係です。それから、産業の振興、これの確保が大事なのかなと思っています。このためには御船町は幸い高速道路、それから443・445号という大きな道路が走っておりますので、この交通の要所にあるという利点を生かすことが一番必要じゃなかろうかと思っています。

これを生かすには、農振、農用地との調整がどうしても必要になってくるということで、復興計画の中に土地利用計画を何らかの形で位置付けをしたいと考えております。土地利用計画は、平成3年に作っております。もう20数年経っておりますので、当然今の現況に合わせた形で策定するなら、し直すのが適当であると考えておりますので、専門家のお知恵も借りながら復興計画の中で土地利用計画をうたい込みたいと考えております。

○1番（田端幸治君） 復興計画については、全体のことを、恐らく相当なる議論を積み重ねながら、半年向こう年度内にとということであるかと思うんです。それと、重点項目については、先ほど申し上げておりますように、都市計画それから都市計画に伴う農振農用地の関係、そこらが専門的に具体的にスピード感をもって作っていくということが町長、私は大事だろうと思います。このことを怠ることなくやってください。怠ることなくやってください、町長の指令のもとに。いかがですか。

○町長（藤木正幸君） おっしゃるとおりであります。先ほど言いましたように、この震災を震災ということで片付けることなくチャンスとするには一番そこが大事だと思います。今後、早急にするためにも、やっぱり今のマンパワーだけでは足りないということを思っています。この先、この町において、やはり助言をいただく方々、そういった方々を町としてもお願いしながら、そういった方々とともに当たっていきたいと思っています。

また、次の機会にそういったところをお示しできると思いますので、そのときはまたよろしくお願ひしたいと思っています。

○1番（田端幸治君） ぜひ、そこはお願いしておきます。必要な予算はきちっと残して対応をお願いします。

それから、道路のことですけど、65ページに間所のことが出ております。御存じのよう

に、間所は地すべりと同時に、この震災以前に災害が発生し、約3年間をかけて町道の復旧を目指すということでした。しかし、今度の震災でまた遅れております。今応急的に村中の道路を使って一般車両が通行をしております。しかし、今度の震災によって軽自動車か通れないという状況が発生をしております。これに対する対応は、いわゆる町道でないからできないということになると、向こう3年間は町道の代わりをしなければならないという状況でございます。やっぱりこういうところに住民の不便さをぜひ私は解消していただきたい。それと、一部地滑りのようにその道路が被災をしております。まずはこういったところは応急的な改修をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

今御指摘のとおり、間所地域の地すべり発生から町道が寸断されたような状況になっておりまして、その代わりと申しますか、代替的にもともと地域の中を通っておりました道路、地元で管理をされておったと思いますが、それを今町道の代わりに通行されているということです。今後の維持管理においては、まずこの地域の方々の重要な生活用の道路でありますので、その維持管理については十分な対応をしていきたいと考えております。

○13番（岩田重成君） 2～3質問をしたいと思います。昨日新聞を見なはったと思いますが、甲佐の乙女小学校また御船の滝尾小学校、2つが載っておりました。教育長、どう思われますか。

○教育長（本田恵典君） お答えいたします。

私も新聞の記事を拝見いたしました。乙女小学校は甲佐中学校の中に今入っております。余裕教室がたくさんあるということで、各学年教室に入って授業をしているということが書いてございました。一方滝尾小学校は分教場のような形で、御船中学校の中に入っておりますが、4学年は多目的ホールというところの中を4つのパーティションで仕切りまして、その中で授業をしております。なかなか不便な中で大きな声で話せない、隣のクラスの声が聞こえるといったことで不便を感じるということが書かれておりましたし、多くの子どもたちが早く滝尾小学校、本来の学校の中で過ごしたいという感想も述べておりました。そういう感想を持ったところでございます。

○13番（岩田重成君） 私も当然そう思いました。昨日、滝尾の父兄の方に会いました。運動会は、滝尾小学校でしたかったというお話でございました。しかしながらできないと。大変残念でございます。ぜひとも、一日も早く、学校が元どおりになりますように、くれぐ

れもお願いしたいと思っております。

次に午前中、中城議員からもありました解体の件でございますが、今解体の申請は何件されておりますか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） 先週末で出ております件数が868件でありました。これは昨日から先行解体を除きました町に対する一般の解体申請件数は868件が今週月曜日までの件数になっております。

○13番（岩田重成君） 今回250戸、大体1戸につきまして145万円と金額が出ています。この250戸は、大体いつ頃終わりますか。検討見込み、お願いします。

○環境保全課長（宮崎 靖君） 先日の特別委員会で申し上げました来年の台風時期までには終わりたいという、これは自分の考えなんですけれども、係内で検討しました結果、結論から申しますと、平成30年3月、29年度末までに終わるかどうかがというのが、今ちょっとそうした議論をやっているところなんですけれども、平成29年度末には全申請件数の解体業務を終わりたいと考えております。

○13番（岩田重成君） 多分無理だと思います。先ほど中城議員の質問だってありますから、なかなかこれは図られんと思っております。この866件の中に、中原団地も入っておりますか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） 今回の公費解体につきましては、一般家庭、それから3億円以下の事業所が該当になっていきますので、入っておりません。

○13番（岩田重成君） 大変だろうと思いますが、できるだけ一日も早く復旧・復興、解体をお願いしたいと思っております。

次に55ページの説明書でございます。被災農家の補助ということで今度11億円計上してあります。今回、農家の方が被害に遭われました。そしてもう今日、このように補正を組んでいただき大変ありがたく思っております。

そこで企画財政課長、今までに復興予算が御船町に幾ら来ましたか、全額で。お願いします。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 具体的に歳入として受け入れているものはまだありません。補正予算書の7ページが歳入なんですけれども、例えば災害救助費はこの県支出金の中に含まれております。全部で24億8,407万4,000円と補正金額が書かれておりますけれども、この中に含まれております。

それから、開けていただきまして、こちらは歳出になりますけれども、歳出の災害復旧事業に要する費用、例えば今出ました解体費用、このあたりはこの民生費のところの35億8,443万1,000円ですか、この中に入っておりますし、公共土木とか、農地それから農業用施設、こういったもろもろの災害復旧事業費は10款の災害復旧費の中に含まれているというところでは。

○13番（岩田重成君） 大体の金額はわからんでしょうね。大体でよかです。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 今から申し上げますのは予算化されていないものも含んでおります。正確に測量がされておらず、設計もされていないというところでは。河川、道路、もろもろ全部含めまして264億円というのが町で調査をした金額です。これぐらいだろうと見積もっている全体の金額です。この中で、予算化されているものは、この補正予算の歳出に出てきます、特にこの10款の災害復旧費のところに出てきております。この災害復旧費の中には、工事費だけでなく委託料も含まれておりますので、なかなか比較しにくいんですけども、全体としては260億円ぐらいの被害額があるという認識をしています。

○13番（岩田重成君） ありがとうございます。なぜ聞くかと申しますと、今回繰入金に1億1,000万円出してありまして、全額で12億9,000万円、13億円ばかり使っております、財政調整基金を。あと幾らぐらい財政調整基金は残っていますか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 99万3,000円です。

○13番（岩田重成君） 99万3,000円ですか。これはもう地震があったから仕方ないと私も思っております。しかしながら、来年度予算を組むとき、大変厳しい財政状況だと思います。

そこで町長、このようなことではございますので、町政座談会また行政報告会あたりを各地区で行う予定はございませんか。

○町長（藤木正幸君） 今計画を立てているところでございますので、今度の区長会が9月30日にありますので、それまでには日程をお知らせしたいと思っております。今の計画によって、10校区回りたいたと、校区校区で回りたいたと思っておりますので、10月後半から11月にかけてとなってくると思います。今その辺は検討中であります。

○13番（岩田重成君） 今、財政調整基金が99万3,000円と言われました。本当にこれは厳しい財政だと思います。それを町民の方々に知っていただいて、そして町民一緒になって復興に進んでいきたいと私も思っております。ぜひとも、報告会をお願いします。

○3番（岩永宏介君） 70ページをお願いいたします。そこの真ん中ぐらいのところなんです

が、補助金のところですか。木造住宅耐震診断事業補助金というのがあります、234万円です。そこに見込数が40戸、それからその下のところですか、ここは木造住宅の耐震改修事業補助金ということで、見込数3戸と書いてありますが、ここの値を特に今40戸とか3戸と見込数が上げてございますが、この事業について説明をお願いしたいと思います。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

この件数につきましては、まず今現在震災地震から、震災の発生後において非常にどうか、問い合わせが今までに20件ほどあっております。今の段階でこの事業に取り組むということでありまして、あと今年度も下半期に移っていくわけですが、今問い合わせが持っている件数にして大体20件ほどですので、これから判断しますと、まずは耐震の診断をするのが先行ではないかということで、その件数については現在持っている20件ほどと、これからまだ問い合わせというか、申請があるだろうという、そこまで見込んだところで、今年度において40件ほど予定を、計画をしておけば対応できるのかなというところで判断をして40件ということにしております。

それからもう1つ、改修の件ですが、改修については件数としては極端に下がったような状態に見えるかと思いますが、これは先ほどずっと申し上げましたように、まずは診断が先であって、そして診断の結果を踏まえて、そして改修が必要な部分、家屋については改修をするということになっていくかと思っております。ですから、その中において、今年度、恐らく多分診断をするのが今からの平成29年度末までの期間を見れば、診断をするのみにとどまるのがほとんどではないかと思っております。ですから、それから改修へと移行される方というのは、なかなか、まず改修する必要があるかないかから、それから、改修する必要があったとしても、実際改修まで取り組みをされる方がそのうちどれだけなのか。そしてこれから年度末までの半年間のうちに改修までできる時間といいますか、それを組み合わせますと、大体今までのところ3戸ぐらいを追加ということで予算化をしておけば対応できるのかなというところで、こういった予算の計上になったものであります。

○3番（岩永宏介君） この耐震診断事業と耐震改修事業については、熊本地震の後新聞あたりで結構報道されてたんですが、この熊本県の中で被災した被災自治体、例えば30未満、28とか、29とか、その中でこの事業をやっているというのは、たしか1つの自治体しかなかったと思うんですが、これは御船町としてはもともとあった制度なんですか。あるいは問い合わせがあったから今後始めるという事業になるわけですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

これは、たしか平成26年度から取り組んでおったものであります。ただ、今回の地震以前においては、ほとんど実際申請をされる方というのはおられなかったんです。ですから予算上においては、1件とか2件とかしか上げていなかったと思います。今回こういった現実の問題となったということで問い合わせが20件ほど上がってきたような状況ですので、状況としてはそういうことです。

○3番（岩永宏介君） はい、わかりました。大体事情はわかったんですが、先ほど財政調整基金あたりが非常に底をついているという問題と併せると、非常にいいにくいんですが、私はこの需要はものすごく今後出てくると思います。年度内ということですので、こういうことでいいのかなとも思ったんですが、これはやっぱりそういう今回の被害状況から見て、需要はものすごく出てくると思います。こういうことを考える方は多いと思いますので、ぜひ、例えば復興計画なんかを作る上でも、このあたりをしっかりと庁内で議論されて、ぜひ、とにかく例えば今の田端議員の質問のときに、いろいろ質問が共感した部分が多かったんですが、復興計画あたりを立てるときに、例えば町長の具体的な重要項目とかテーマとか、このあたりの中には必ず安心・安全なまちづくりというのが出てくると思うんです。そういう議論あたりもしっかり庁内で、先ほどの総合戦略のメンバーはああいう形で各種団体の代表の方とか学識経験者ということでもいいと思うんですが、非常にオーソドックス過ぎると思います。もうちょっと議論を積み上げていくような方策を考えないといけないと思いますので、ちらっと町長の先ほどの答弁の中にはそのあたりが期待できるというか、いろんなことをおっしゃいましたので、ぜひやっぱり住民の意見とか、そういう座談会というのが出てきますので、それは前からもうちょっと早くしてくださいということを書いてきたつもりなんですけど、そのあたりを、町長のリーダーシップのもとに庁内で議論して、ある程度のまとまったものを持って、例えば復興会議、策定会議、そういうのに随時臨んでほしいと思います。

町長、そのあたりはいかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 今言われたようなことを心に命じながら今後頑張っていきたいと思えますし、やはりその中においても、やっぱり先ほどから言われていますように、夢を描かなければいけないということが一番だと思います。この夢を描きながら、庁内で考えていきたいと思えます。

○3番（岩永宏介君） 1点、お願いします。実は、私のふるさとであります上野公民館分館、これは、皆さん私は4月の一般質問でもこれはしてきておりますが、非常に古くて、もともと改築する寸前のところまで、そういう流れにあったんですが、町長が交代されて、この流れも止まっていたところに、ものすごく古くて、耐用年数なんかとんでもない形で超えているんですが、今回の地震で被災をしております、上野地区の、上野校区の住民が一堂に会することはできないと思うんですが、いずれにしてもいろんなイベントをする、集会をするときの唯一の集会場所であったんですが、これが今回の地震で使えなくなってございまして、住民はいろんなところで会合をやったり、遠いところまで出かけて行って集会を持つような状況です。この中にそういう、今の補正予算の中に、あれだけ嘱託員が一生懸命、そういう確保してくださいということを言われているんですが、この中に出てきておりませんので、そのあたりはどんなふうにご考慮をされるのでしょうか。そのあたりを御説明お願いしたいと思います。

○社会教育課長（吉本正剛君） その点について、当初現上野分館について災害の見積りといえますか、改修計画を立てたところでは500万円近くの修理費がかかるという概算が出まして、今言われていますように上野分館については改築の計画というのが正式には上がっていませんが、ここ何年かというところが話題性には出ますし、また、現状の施設によっては大分老朽化していますので、そのあたりをかんがみると、それだけの投資をしたほうがどうなのかというところがありましたので、今、JA上野支所跡地です、今バスのほうを学童が借りていますが、あちらの事務所側のほう、結構広く面積もありますので、農協跡地を、JAと今協議をしております、そしてまた、先週の9月9日、ちょうど区長さんたちが集まれた会合がありましたので、教育長も一緒に同行していただきまして、その旨の説明をしたところでは、皆さん、上野支所では駐車場もある程度あるし場所も広いから、そういったことで進めてくれないかという意見もあっていますので、そのときは代表者だけの説明でしたので、ある代表者は、ちょっと持ち帰って地区住民にも説明をしなければいけないという話もあっていますので、今そういう状況で、また昨日一昨日ぐらいに、JAにも今の説明した状況をお話をしています。今の状態では使えませんので、ちょっと手を加えなくてはならないんじゃないかと思っていますので、業者にもそのあたりの状況を、経費を算出していただいて、ある程度そのあたりが契約ができるような体制になったら、そちらの賃貸というか場所を借りて、上野分館の役割を果たしていきたいと思っております。

ります。それまでは、ここ1～2カ月ぐらいは今のままの状態でご利用をしていただきたいということで、この前説明会をしているところです。

○3番（岩永宏介君） そうしましたら、取りあえずはそういう形で、ぜひ早くとにかく補正にまた次回のせていただいて、修繕あたりもみんなが集まれるところを作っていただきたいと思います。

○8番（池田浩二君） 今回、職員給料の補正等が出ております。先ほど清水議員からも質疑があったと思いますけれども、職員には残業手当とか出ているということでありました。災害のすぐ、消防団は1カ月近く出ていると思うとです。消防団の方には1日1,000円、これは条例で決まっているとは思いますが、そのところをやっぱり場合によっては違う対応ができるとはなかなかと思うとです。例えば条例改正等でもして、そのところは考えられないですか。

○総務課長（吉本敏治君） 今、池田議員がおっしゃったとおり、今の一応の規則の中で払っているわけですが、確かに消防団員も発災当初は不眠不休で活動をしていただきました。特に、人命救助については、遅くまで寝らずに頑張ってくださいとあります。我々としても非常に、それなのに1日出ても1,000円と、非常に心苦しいところはあります。今後、検討すべきところとして、例えば通常の災害と今回の災害と何が大きく違うかということと言いますと、今回は災害救助法が適用になったという災害になります。したがって、もし区別をするということになれば災害救助法が適用されるのか否か、そこらあたりでその手当の額を変えるということは可能かとは思っておりますので、今後町長も含めて検討していきたいとは思っているところです。

○8番（池田浩二君） ぜひ検討していただきたいと思います。それは1日1,000円じゃですね。仕事して、商売しよる人とか農業の方とか生活でけんと思うとです。ぜひ町長、検討をしていただきたいと思います。

それから、39ページの弔慰金です。ここの説明をお願いします。

○福祉課長（道山敏文君） この災害弔慰金は災害救助法に基づく死亡者ですとか重傷者に対して支払われるもので、新聞等でも、熊本市ですとか近隣町村の審査結果が時々出ているようですけれども、御船町ではこの補正を提出する時点で8名の方からこういった災害による直接死、関連死という申請が上がっておりましたので、一応当初の予算プラス今回の補正で皆さんの分を一応予算計上したところです。今後、当初9月末にその弔慰金の審査

会を予定されていたんですが、審査委員というのが、近隣町村で合同で県庁で開催する関係もありまして、審査委員の医者と弁護士の都合もありまして、今のところ御船町は10月19日1回目の審査会が開かれて、そちらで出た結果が、諮問したものが町長に答申されるということで、その後答えを出すというところで、一応人数分の予算を計上したところです。

現在、その後この予算補正後にまたプラス申請も上がっておりますので、今現在12名の方から直接死、関連死の申請が上がっております。

○8番（池田浩二君） 現在これは7件を含めて12件ということですか。

○福祉課長（道山敏文君） この補正を上げた時点では、当初に補正前の額で250万円まずありましたので、まず250万円で1名分、そして今回補正で7件で合わせて、この時点では8件の申請が上がっていたということで、8名分を今回この時点では上程していたと。

○8番（池田浩二君） はい、わかりました。それでは、スピード感を持った対応をお願いしておきます。

それから、先ほど中城議員からも質疑がありましたけど、解体です。一緒のようなことですがけれども、業者が「家の中のカーテンは外しておってくれ」と、「そぎゃんとは、半壊も全壊もしとつとは外されんですよ」って、そういうふうに、昨日のことですが言われたもんで、それはおかしいとではないかと思うてですね。中城議員と一緒に、指導というか、それもある程度年取った方で、あんまり無理難題はいかんとじゃなかかなと思いますけれども、どうですか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） まず、基本的に、燃えるごみについては今回の解体には入らないという、燃えるところでは、木は燃えますけれども、木材それから家庭等で運べない壊れたものについては、なるべく運んでいただきたいんですけども、運べない場合には御相談に応じて、解体される方との協議で一時仮置場に持っていつているかどうかという判断にありますけれども、カーテン類につきましては、一応燃えるごみという判断がされるものですから、そういう場合には町に減免申請しますとクリーンセンターに持ち込めますので、そういう形でお願いしたいとは言っているところであります。ただ、そのカーテンの取り外しができない場合、そうしたところにそのグレーゾーンなんですけれども、そこら辺は協議という形でお願いしたいとは思っております。

○8番（池田浩二君） グレーゾーンでちょっと意味がわからんとぼってんですね。分別は業

者のすることであって、全壊・半壊しとるところに入ってそれをしてくれというのは、そこがおかしいとじゃないですかと言いますよね。

○環境保全課長（宮崎 靖君） 先ほど、申しましたとおり、全壊家屋につきまして、それを分別していただきたいということではなくて、解体作業中に出てきました燃えるごみについては、解体業では持っていきませんので、それについては。

○8番（池田浩二君） 議長、地主に言われるわけですよ、業者が。ちょっと言っている意味がちよっと食い違っていると思うんですね。業者が家主に言われるわけですよ、「カーテンば外しとってくれ」って。

○環境保全課長（宮崎 靖君） 確認なんですけれども、業者が家主に「カーテンを外して処分をしてください」と言っておられるということですね。はい。町もそういう認識を持って、燃えるごみについては、それは解体の費用には入りませんので、自分で処理をお願いしていただきたいとは申し上げているところであります。

○8番（池田浩二君） それなら、カーテンは解体費用の中には入らんとということですか。それはちょっと、理解できないというかですね。全壊しているところに、これとこれは出しとってくださいと、それは入るといかんごとになっているでしょう、大体。

○環境保全課長（宮崎 靖君） 何回も申しましたとおり、全壊家屋につきましては、その前に所有者の方が分別とか燃えるごみを分けることはできませんので、解体するときには、その燃えるごみについてはそこに置いていきますので、自分でそれを処理していただきたい。その持ち込み場所については、燃えるごみについてはクリーンセンターで減免を受けられますと持ち込みが無料でできますので、そちらでお願いしたいという形をとらせていただいているところであります。

○8番（池田浩二君） もう、はい、よかです。

先ほど沖議員から中原団地のことで質疑されましたけど、確認です。これは国の事業ですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

国土交通省、国の事業になります。

○8番（池田浩二君） 国の事業というと、どういう、国が発注するということですか。

○建設課長（松岡秀明君） 失礼しました。事業主体は町になります。国の補助を受けて事業を実施するということになりますので、ですから、事業主体はあくまでも町が主体という

ことになります。

○8番（池田浩二君） 先ほど住居が4億500万円、地盤系が3億8,000万円という答弁をされたと思います。これは、今から調査するのでしょうか。この数字はどこから出たのですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

これについては、先ほども申し上げましたかと思いますが、あくまでも概算で積算をしたものですので、これが正確なものというわけではありません。一つの判断をするための概算的に積算をしたものであります。

○8番（池田浩二君） 概算というと、これは建設課長の概算ですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

これは建設課内において職員で概算の積算をしたものであります。

○8番（池田浩二君） そしたら、今回調査です、地盤調査と住居調査がありますが、これは変わってくる可能性もあるということですね。はい。

それと、住居というのは住居のどこを調査されるわけですか。住居で災害委託というのは、何を委託されるのですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

これは、災害復旧を行うに当たっての復旧をするための設計をするものですので、どういったものかといいますと、例えば住宅の傾きとか、あるいは住宅の主要な部分の破損です、地震によつての破損、それから合併浄化槽等の破損とか、それからいろいろな設備機器が住宅には付いておりますが、そういったものの損傷状況、そういったものを中心に災害復旧に向けての調査を行って設計をするというものであります。

○8番（池田浩二君） そしたら、手前の一軒家と思うとですよ。それと奥の4階建てですか、あちら側のほうは全然調査はしなくてもいいということですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

当然一戸建というのは、いろいろな種類の住宅があるわけですがけれども、一応全体を調査して対応したいと思います。

○8番（池田浩二君） 先ほど10%を町が見らんといかんという答弁だったと思います。これは激甚災害で、約95前後ではないとですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

これは先ほど申し上げました情報は、昨日国土交通省を通じて熊本県からおりてきた情

報を申し上げたものです。この地盤の耐震化というか、宅地の耐震化推進事業といいますが、こういうその中に大規模盛土という事業があるわけですが、そういった事業について、今回の熊本地震については、国の第二次補正が、多分10月には成立をするものと思いますので、その中に盛り込まれている補正予算として、今回のこういった耐震化事業の嵩上げが行われたということで、最終的には自治体の財政負担割合としては10%程度に収まるものではないかということで、恐らくこれはもうほぼ間違いない情報かと考えております。

○8番（池田浩二君） それと、あそこは住居に関しましては、湿気、カビ等の苦情がかなりあると思います。それから、「家に、玄関に入るまでに水はたまるわ、長靴でさろかにゃん」と言われます。こういう苦情はもう建設課にはかなり来ていると思うとです。課長は御存じかと思いますが。ここを補修、修繕をしたら幾らかかるかわからんと言われるように、あそこにはお金が要るとではないのかなと思うとです。それをやっぱりあえてする必要があると考えるおられるとですか。町長お願いします。

○町長（藤木正幸君） この判断というのが、あくまでも調査結果が出てからどうするかというのは判断基準として決めたいと思っておりますけれども、その中において、今のような話も含まれております。そういったところを調査として、また金額的に上がってくるんじゃないかと思えます。でもそれをしないと、もし生かそうと思ったときに生かせないということで、それで判断基準としては、あそこを全部崩したいと、私が思っても、最終的には国土交通省の許可が要るということで、その許可をいただくための調査にもなってくるということです。公営住宅法の中にありますので、そういったものを私たちとして組織立てをしながらあそこは進めていきたいと思っております。

○8番（池田浩二君） 調査をして、十分検討していただきたいと思えます。

それから、予算ではないんですけれども、今後入札がかなり増えてくると思うとです。それで、指名委員会の委員長は総務課長でよろしいんですね。先日も私は申し上げたと思えます。県から指名停止を受けている業者を何で指名されましたか。

○総務課長（吉本敏治君） 最初は、これはもう業者名は日本道路のことです。その件については、今年の3月だったと思えますけれども、東北のほうでのいわゆる談合ということで、指名停止を受けられたと。そのときは国土交通省から6カ月の指名停止を受けられたと。その他の地域については、その東北の地域以外では3カ月という基準だったと思えます。

もちろん最初は私たちもその情報はちょっと不覚にも知り得ておりませんでしたので、指名通知を出してしまったわけですが、その後確認を取りまして、6カ月ということでもありましたので、この後は、町も国の基準に従って、町の指名停止措置要領がありますけれど、2カ月から9カ月ということに定めております。その中に入るものであれば一応国の基準を適用して今後は対応していきたいと考えております。

○8番（池田浩二君） 国は調べんだってばってん、熊本県は2年2カ月と思います、指名停止期間はですね。そして今回、そのときわかりましたと、総務課長は言われたと思うとですよ。今指名されている中に入っているのを聞きよるとですよ。

○総務課長（吉本敏治君） 今回指名通知を出した件ということですかね。はい。その件について、先ほど調べまして、言いましたように東北で6カ月、その他の地域では3カ月であったということにかんがみて、そういう措置をとったということです。

○8番（池田浩二君） わかりました。それなら今すぐ県に確認してください。県は関係ないわけですか。県の2年2カ月、多分2年2カ月だったと思うばってんですね。

○総務課長（吉本敏治君） 県のことは、私もよくは存じ上げんとですけど、町については指名停止措置要領も載っていますけれど、その中では2カ月から9カ月の範囲内ということに定めております。

○8番（池田浩二君） じゃ、県の指名停止期間とかは町は無視するということよろしいですか。

○総務課長（吉本敏治君） それぞれの団体で、その停止に関する措置要領等を定めていると思っております。

○8番（池田浩二君） だけん、もう御船町は県には従わないということでしょう。

○総務課長（吉本敏治君） 町は町で定めた停止措置要領がありますので、それに基づいて行うということになります。

○8番（池田浩二君） それはちょっと私には理解できんばってんですね。それじゃ、以前は町内の特殊工事以外は、町内に本社があるところを指名していたと思うとです。それも先日伝えたと思います。どうしてそこを指名に入れんといかんとですか。

○総務課長（吉本敏治君） これは、今年からということではありませんで、たしか平成24年度から今のような体制をとっていたと私は認識しています。

○8番（池田浩二君） じゃあ、もう御船町は営業所を出していたら指名に入るということ

すね。

○総務課長（吉本敏治君） まだそういうふうにしたということではありませんけれど、とにかく平成24年度からそういった経緯があったということと、今後についてどうするかということについては、またちょっと分けて考えていきたいとは思っております。

○8番（池田浩二君） 私はその件については、前年度からもうずっと言いよったと思うとです。それで、検討しときますと言うていた結果がこれだけなんです。

○総務課長（吉本敏治君） 繰り返しになりますけれど、たしか平成24年度からだだと思います。そういう同じような措置をとっておられましたのでですね。

○8番（池田浩二君） じゃあ、まあ指名とかは町長は関係ないとは思いますが、町長もそういうところは、それでいいと思いませんか。

○町長（藤木正幸君） そっちのほうは、発言は控えさせていただきたいと思います。

○8番（池田浩二君） はい、わかりました。

○議長（井本昭光君） いいですか。

○8番（池田浩二君） どうぞ。

○11番（田中隆敏君） 13ページ、総務課長から先ほど減額補正ということでありました。私も中身が少しわかりませんし、何で地震でこうなったのか、もうちょっと詳しくお願いします。

○総務課長（吉本敏治君） 防護柵設置工事の件ですかね。先ほど答弁させていただきましたように、まず町道の被災状況を建設課で確認をいたしました。今回査定設計書もできておるということで、工事を行いますというそういう段取り予定になっております。それでまずはその舗装工事等を、復旧工事をやった後ということ、今回は、また復旧工事と同時にではできませんので、査定設計書との関係がありますので、ガードレールを付ける設置を予定していたんです。まずは復旧工事を優先させて、復旧工事を終えた後に改めてその設置について、時期等について考えたいということで、今回予算から減額をしたということになります。

○11番（田中隆敏君） これは先ほど陣区と言われたでしょう。陣区の会議にまず出ているんですけども、今場所がちょっと私が、どうなりましたかという。

○総務課長（吉本敏治君） いつだったですか、火災が発生しましたですね。あれから下っていったところだったと思います。

○11番（田中隆敏君） はい。そこは地域住民の方から、子どもたちが学校から帰って遊ぶときに、友達の家に行く、またはそういう関連で水路の中に落ちるということがあって、今区長さんから申請が出たと思います。ですから、これは平成27年度中に出て28年度の当初の分だと思っています。決して地震で壊れたからとなっていますけれども、地震で壊れているのはその上流部のほうで崖崩れというのは私も認識しておりますけれども、そこをじゃあ地震のために工事を減額で中断するということになる、そういう子どもたちの安全を確保する意味からすると、非常にどうか。地域住民の方が、保護者がぜひそれをやってくださいということで、多分区長さんを通じて出してあると思うんですよ。それが当初の中に入った。ですから、これはまたもう1回組み立てて、今の答弁のようにやっていただきたいと思います。わかりました。

それから88ページ、集会施設、これは設置となっておりますけれども、設置というのは修理じゃなくって新設ですか、それとも一部応急の修理なんですか。

○社会教育課長（吉本正剛君） これは修理です。交付規則の名称が設置補助金と、ちょっと確認がとれませんが、そういう中での位置付けになっているから、タイトル的には設置補助金になっているんじゃないかと思っております。

○11番（田中隆敏君） 例えば、私も秋只地区の集会所、これはお宮さんの中にあるのが多分集会所だと思います。ですから、設置と書いてあるから、壊れたのは知っておりますけれども、新たにどこかに設置されるのか、または同じところをどうされるのかという疑問が湧いたものですから尋ねたんですけれども、じゃあ例によって秋只地区の集会所だけをどのような形でこういうふうに修理をされるんですか。

○社会教育課長（吉本正剛君） 秋只地区におきましては屋根の瓦が破損しております。ここは天井がその瓦が落ちたところで雨漏りがして天井が滲んでいるんです。内容的には、天井と屋根の改修、修繕ということです。

○11番（田中隆敏君） ということは、総料120数万円かけてやらないと集会所としての機能が果たせないと。これはお宮さんの直会（なおらい）の場所だと思うんですけども、そういう意味でのこのたびの修理なんですか。

○社会教育課長（吉本正剛君） いわゆるそういうことになります。先ほど設置ということでありましたが、御船町地区集会所設置補助金交付規則というタイトルになっておりますので、ここは設置という形になったかと思えます。

○11番（田中隆敏君） 今回の震災においてさまざまな85嘱託区の中に、こういう地区が使う集会施設、さっきの公民館とは別にしてあると思うんです。ここに出ているのは、こういう5つの集会施設の修理の部分です。じゃあほかからはそういう、ほかの集会施設からは修理の申請・要請はありますか。

○社会教育課長（吉本正剛君） その都度出てきております。今、ここ5件出てきた分が今回の9月補正に上げたというところです。あと、これ以外に福祉で拠点サービスの中の一環として出している陣とか、あと木倉の公民館、それと下高野、こちらが補助対象にのせるということで、別の事業で対応するようにしています。

○11番（田中隆敏君） とにかく、地元の区長さんからもさまざまな形で集会施設が利用できるようにしてほしいという要望は私たち議員にもありますし、恐らく行政側にも届いているかと思います。そういう中で、先ほど言われたように元気クラブにしてもサロンにしても、そういう形で使って地区の、地域の人たちの拠点になっているところがいまだかつて使えない。うちには婦人会という組織がありまして、毎月1回集会施設の掃除を村から助成金を出しながらやっておりますけれども、ある女性の方が、とにかくもう天井もくさくて、かびが生えて、そして電気はまだ途中はぶら下がっていると、要するに天井の修復も何もできてない。屋根にブルーシートが乗っているだけの状況。そういうところで、先ほど町長においても、今度10月から校区を町政報告を行いますと。だけん、区長会にしたって恐らく9月末でしょう。そんな話を聞きました。ですから、住民の皆さんは、何にも区長さんに言うだけで直接は言いきんなはらんわけですよ。ですから、そういうところこそ早く応急をしながら、今吉本課長からほかの補助金の対応で行いますとなりますけど、前回から、全員協議会のときも言っているとおり、町においては行政区間の中が、この地域を復興、それに向けての拠点になるわけです。それで、地域においては集会施設というのが、この地区をどう今から建て直しましょうかという地区役員の集まる場所なんです。先ほどありましたように、仮設住宅に行ってもサロンがあればそこに来られるし、元気クラブに行っても久しぶりに顔も見ると、もう人は年配は減るばかりですよ。

だから、そういうところをさまざまな、ちょっと話は長くなりますけど、個人ですべき石垣はみんなですべて処理して通行可能になりました。どうしてもできないところは公のところやっていたいただきました。じゃあ次に何をするかとなると、やはり人が集まって、そしていろいろな話し合いができて、そういう場所、それがこの集会施設の早期改修だと思います。

そういうところで、町長、今からの御船町を作るために、そういうところをどう今から持っていきたいと思いますか。急ぐ、急がないの話で、後回しでもいいですけども。

○町長（藤木正幸君） 先ほどから言いますように、大事なところだと思っております。地区から上がってきましたら、早急に対応していきたいと思います。

○11番（田中隆敏君） では、吉本課長、一例を言います。陣からは何が上がっているんですか、どこをどうしてくれと上がっているんですか。

○社会教育課長（吉本正剛君） 陣は現場を見に行きました。屋根はもちろん、壁、天井、それから犬走りの前とか、あとサッシとか、大分傷んでおります。こちらは介護の拠点事業というのがありまして、そちらの補助事業が有利ということで、そちらで待ってもらっているところです。今、来週ぐらいに県のヒアリングがある予定になっておりますので、そちらをもって実施ができるかなと思っているところです。

○11番（田中隆敏君） 復旧をするという行政側の考え方はよくわかります。しかしながら、地元としては、やはり町からどういうふうに、いつ頃しますよという、そういう方向が陣だけじゃなくって、ほかの地域においてもそうです。ただ、八竜橋がいつ通れるか、これも不安です。ですから早急に、やっぱり町長は、ここは通れませんか、ここはいつになったらできますよとか、そういう大まかなわかるところはやっぱり住民の皆さんに安心されるような方向で話をすべきです。先ほどもありましたように、やはり町民の前に出て行って、そしてこういうことですよと、ちっとは耳の痛いことをおっしゃるかもしれんけれども、そういうことをこれから先はやっていかないと、町民の皆さんの心の安心が出てこないと思います。藤木町長は御船町のトップですから、そういう方の話があれば少しは心の安堵ができると思いますので、そういう意味でお金はないかもしれんけれども、含めて改修をしながら、やはり町民の皆さんが利用しやすいように、元気を取り戻せるような、そういう御船町を作っていただきたいと思います。

○12番（沖 徹信君） 76ページの弁護士報酬金、これはどういうことか説明願います。

○学校教育課長（米満速敏君） お答えします。

この弁護士報酬金につきましては、高木小学校の一教諭が逮捕されました。向こうに一応弁護士が立っております。今現在、逮捕はされたものの、まだ問題は解決しておりませんので、こちらとしましても裁判に備えて、今いろいろと顧問弁護士と独自に相談をやりながら進めている最中です。顧問弁護士に対する費用を今回計上しております。

- 12番（沖 徹信君） 顧問弁護士が反論されるわけですか。
- 学校教育課長（米満速敏君） 一応御船町に顧問弁護士がおられますので、一応その方に独自にこのことを相談して今事を進めております。
- 12番（沖 徹信君） その費用に。
- 学校教育課長（米満速敏君） ということです。
- 12番（沖 徹信君） 顧問弁護士の年間契約は60何万円だったですか。その中に相談の分は入ってないわけですか。顧問弁護士の料金というのはどこまでが顧問弁護士の年間契約の金額の中に入っているわけですか。
- 総務課長（吉本敏治君） 具体的な契約書を交わしておりますので、そこに内容は載っておりますけど、今持ち合わせておりませんが、今回の高木小学校の件につきましては、4月以降、引き続き携わっていただいております、本田顧問弁護士には。要するに、いわゆる委任事項と、それに含まれない特別委任事項というものがありまして、今回の件については、その特別委任事項に該当するために60万円では賄えない部分ということで見積書をいただいて、学校協議会と調整をしていただいたということになります。
- 12番（沖 徹信君） わかりました。それから、97ページ、地震災害、この100万円掛ける2人の3カ月ということは、1人に月100万円払うということですか。
- 農業振興課長（松永正夫君） そのとおりになります。今、農業振興課の耕地係も人員が不足しておりますので、土地改良連合会に応援を今要請しているところです。その中で、土地改良連合会も他県からの応援とか、他県に応援したりとか、その中で45歳前後の職員の一月分100万円ということで、人件費です。それと人件費の中には福利厚生費とかアパート賃とか車代、燃料代、そういうのを含めると大体月100万円程度かかるということで、土地改良連合会から見積りをいただいて、今回は上げております。
- 12番（沖 徹信君） どこから来られるというのはわかるわけですか。
- 農業振興課長（松永正夫君） まだ場所については、熊本県の土地改良連合会自体にも人員が不足しておられるので、県外から応援に来ていただいておりますという状態ですので、御船町も県外からの土地改良連合会の職員の方を今熊本県の土地改良連合会を通じてお願いしているところです。
- 12番（沖 徹信君） 住宅それから交通費等々ということですが、町長は給料は幾らですか。

- 町長（藤木正幸君） すみません、給料は幾らか私も存じておりません。
- 12番（沖 徹信君） 多分町長の給料よりも高いんじゃないんですか。
- 町長（藤木正幸君） 高うございます。
- 12番（沖 徹信君） そういう、いろんなことがあるかもしれませんが、県外から来てもらうとそんなことですが、100万円というのはちょっと。内訳はどうなっていますか。住宅費、住宅費とか何かしても100万円は高いと思いますけれども。
- 農業振興課長（松永正夫君） 土地改良連合会からいただいたものにつきましては、家賃が、これは年間で計算してありますけど、月でしますと6万円、車のリース料が5万円、燃料代は月2万円という形です。それと人件費につきましては福利厚生、それと月1回程度の帰省費用とかそういうのも含まれることになっております。
- 12番（沖 徹信君） はい、いいです。
- 議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。
- 5番（福永 啓君） 何点か質問いたします。まず、12ページです。地域おこし協力隊です。これは皆さん御存じのとおり海外青年協力隊の地域バージョンみたいなもので、地域の方に他県、特に都市部から人が来て、地域の方と一緒にいろんなことをやっていただくという制度なんですけど、大変いい制度で、藤木町政の目玉でもあった制度だと思うんですが、これが丸々減額されております。今だからこそ逆にやらなければならない時期だと思うんですが、減額じゃなく増額されてしかるべきと思います。なぜこのような減額予算になったのか、御説明をお願いします。
- 議長（井本昭光君） 福永議員、30分まで休憩して、答弁は3時30分からお願いしたいと。休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時16分 休憩

午後3時30分 開議

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（井本昭光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 企画財政課長（藤本龍巳君） 福永議員のお尋ねにお答えする前に、先ほど田上議員から質疑がありました。メモが届きましたので、お答えいたします。

災害FMの有効活用ということなんですけれども、災害FM9時、12時、15時、18時の

4つの定時の放送をやっておりますけれども、それ以外の時間帯については、前の定時放送のときの再放送と音楽の放送を流しております。それから、インターネットラジオにつきましては生放送、それから再放送、こういった音の視聴も可能となっております。それから、それ専用のプログラムをダウンロードしますと放送の原稿も閲覧できるようとなっております。田上議員の質問につきましては以上です。

○6番（田上 忍君） 一言いいですか。その間の時間はエンドレスでずっと流しているということよろしいですね。

○企画財政課長（藤本龍巳君） そのとおりです。

○6番（田上 忍君） はい。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 福永議員のお尋ねについてお答えいたします。

地域おこし協力隊の予算につきましては、7月から来年3月までの9カ月分の予算を確保しておりました。今、地域おこし協力隊、本町の場合には東海圏それから東京圏、近畿圏などの大都市から地域おこし協力隊員を募集をして町内に住んでもらうということが前提となります。地域おこし協力隊にいろんな活動をしてもらうためには、当然受入団体の、こういったところで地域おこし協力隊に活動してもらうかという、このあたりも聞き取りなどが必要なんですけれども、当初予算が議決するまではその動きをしておりませんでした。4月に入りまして、実際の受入団体と話をする際に、それを始めようかというときに震災ということでしたので、受入団体との話は全然できておりません。それから、募集についても、東京で5月14、15日に募集のためのイベントが予定されておったんですけども、担当者が災害対応ということで行けませんでした。

その後、震災が一段落してから、受入団体の方々と意見交換をしているんですけども、まず地元に住む場所が見当たらない、見つからないと。住民の方が住む場所を探すことに急急としているということでちょっと厳しいんじゃないかということ。それから、町の職員も災害復旧を優先させていただくということで、今回は予算書のとおり減額をさせていただくということで補正予算を計上させていただいております。

○5番（福永 啓君） 今9月です。そして上半期がやっと終わりかけ、下半期に入るところです。そして、場所がないということなんです、例えば中山間部、これには現在今空き家になっている家、貸してもいい家というのは何軒もあります。私も何軒か把握しています。そして、受入団体の方も、受け入れたいという団体もいらっしゃると思います。

ています。確かに町民の方は今住居を探していらっしゃる、急急でいらっしゃるかもしれない、そして、本当に復旧に皆さん一生懸命なっている。逆にそういうときだからこそ、町民の方と一緒に汗を流していってすれば、本当に本来も地域おこし協力隊の方々の地域に飛び込んで一緒にやっていくというのが今だからこそ、時間としては逆に今だと思えてならないんです。今の答弁をお聞きしましても、どうもそのあたりは納得できるところではないというところがあります。

それと、ちょっとほかの方の答弁について幾つかわからなかったんですが、まず、都市計画についてお聞きします。これはさっき答弁がありました、県がやらないと決めたと。だから町もやらないということだったんですが、これは連動した計画でしょうか。県がやらないから町はやらないと自主的に決めたのか。それとも、県がやらないから町はできないようになったのか。そちらはどちらでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

このことについては、当然これは震災が原因でそういう状況になったわけですが、県が実施をしないということで、県の都市計画基礎調査です、先ほども申し上げましたが、都市計画に基づく5年に1回の調査になるわけですが、それを県が調査を行います、それを踏まえたところでの町における都市計画の基礎調査を行うということで、その辺のところでは県の調査結果と町の調査結果との、その辺で都市計画自体の変更の必要があれば、そこで見直しをするということになるわけですので、その辺で今回あわせて延期をしたということになります。

○5番（福永 啓君） 私が聞いたのは、これが県がやめるから町が主体的にやめたのか、県がやめたことによってその調査が町としてできなくなったのか、具体的にどちらなのか。その論点です。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

今のお尋ねですが、結局県の基礎調査を踏まえて町の計画についても調査との整合性というか結果を整合させるというか、整合性を踏まえて必要があれば、計画自体を変更していくということですので、その辺が結局先ほどちょっと申し上げましたように連動した形になってくると思いますので、そういうことで先ほども答弁をしたところになります。

○5番（福永 啓君） 今の答弁ですと、まず県の調査をした後でないと町の調査はできない

と、踏まえてと聞こえます。ですから、県、そちらのほうがベターだと思って町として選択したのか、それともこの制度上、県の終わった後でないと町はできないから、県がしないから町はできないんだという話になっているのか、そこの判断だけをお答えください。

○建設課長（松岡秀明君） これは、同時に行うものと考えています。その結果の整合性をそこで確認した上で必要があれば変更するということですので、ですから、県がしないからその後には町は、県が調査をした後に町がそれを踏まえて調査をするということではありません。

○5番（福永 啓君） あと、中原団地についてお聞きいたします。これは調査の必要性、これは十分認識いたしておりますし、議会としても調査をしてくれと言っておりますから調査はしなければならないと思っています。

先ほどちょっとわからなかったのが、この調査をして、一緒に既にここに住宅の中原団地の整備費用及び宅地の整備費用が、整備の設計費用が出てきています。お話をお伺いしていると、中原団地は基本的にこのまま町営住宅として継続するということが前提かのようなこの予算になっているんです。一方説明としては取りあえず調査をして、それをもって、それができるかどうかは当たっていかなければならないという答弁もございました。

その中で、今回のこの予算です。住宅の整備に関する予算、設計の予算、これが取りあえず今上げておかないと、もし必要になったときにできなくなってしまうと今説明がありました。ちょっとそここのところが本来調査をした上で、必要となったら整備と、必要となったらそういう設計となるのが一般的な流れではあります。今回ちょっと流れが違うんです。それが、法的に何月何日までにはこうしなければならないとか、細かいところをちょっと法的なところも含めて、なぜそういう仕組みになっているのか、お答え願ってよろしいですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

先ほどから幾度となく申し上げておるかと思いますがけれども、地盤においては、国の大規模盛土のちょっと長い事業なんですけれども、その対策事業で対応するという一方で、これも当然今回の国の第二次補正に結局のるといいますか、を活用して対策事業を行いたいということで手を挙げておるわけです。また、上物といいますか、住居については、既存の公営住宅の災害復旧事業、これに基づいて今後において事業を進めていくということです。

いずれにしても、今回の平成28年災害ということで事業の採択を受けないと、今後において、災害復旧を、中原団地を復旧をして活用するにしても、すべてが結局国の補助を受けることができない。そういう状況になるわけです。今回、その方針として頭出しをしておかないとですね。ですから、そういった意味で今回予算化をするわけですので。

だから、これが災害復旧を、例えば調査をやって、地盤の分の調査をやって、その調査結果がこれは災害復旧をして対応せんといかんという状況になったときにしても、その段階ではもう既に国の災害復旧事業にはのれない、補助を受けることができないような状況になるわけです。そういうことです。

平成28年災害として国はあくまでも採択をするわけですから、平成29年の災害復旧ということにはならないわけです。ですから、今の段階に災害復旧ということで災害査定を受けるための準備をして、設計を組むということです。それが今年の12月まで、今年中には災害査定を完了しないといけないということで、今回の予算化ということになったということです。

○5番（福永 啓君） 12月何日までに査定を受けるためには、基本的に今後のこれをどうするかという設計を町が完了しておかないと、災害の査定を受けることができないということですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

設計を完了させておくということではないんですよ。平成28年の災害として申請をして、そして国の採択を受けんといかんわけです。そのための準備をこれからするということです。ですから、そのためには予算化をしていないとそういった準備もできないし、申請もできないということなんです。そのための今回の手続きということになるわけです。

○5番（福永 啓君） でしたら、12月までに予算化をすればいいと聞こえますが、それで間違いはないですか、手続き的には。

○建設課長（松岡秀明君） 12月までに予算化ということではありません。ですから、今の段階で予算化をして、そして恐らく災害査定が10月下旬か11月上旬ぐらいには災害査定の時期になるかと思うんです。ですからそれまでに査定を受けるような準備もしなければいけませんし、その災害査定を受けた後に実際、先ほども説明しましたが、国が予算額、査定額を決めるわけです。その決めた額に基づいて実施設計を積み上げるということになります。それが、大体来年の2月ぐらいまでには終える必要があるということでもあります。

○5番（福永 啓君） 今回は、建物を、これは一応設計は中原住宅をそのまま住宅として今の原状に戻すという前提の予算なんですね、修理ですから。果たしてそれでいいのかという意見が多々出ております。このほかに場所の問題もございますよね。あそこは袋小路です。1カ所しか道がない。そういうことでいろんなこれから中原団地をどうしていくのかという問題が多々残っている。しかし、査定の日にちに合わせるために、今お話をお聞きすると、10月、11月の査定に間に合わせるためには、12月の国の査定に間に合わせるためには10月の終わりか11月の終わりにしなけりゃいかんだろうということのお話でした。それまでに予算を確保しなければいけない。査定を受けるためには予算を確保しておかなければならないではなくて、予算を確保していたほうが私はいいと思うんですけど。としますと、まだ若干時間的なものの余裕があるとも受け取れるんですが、いかがでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） 今申し上げましたけれども、来年、今年度中には、今年のうちには査定を受けるということですが、大体査定が10月の下旬から11月上旬頃の予定だと思います。ですからそれに間に合わせるためには今回平成28年災害としての採択を受ける申請をするための準備をする必要があるということ。それと併せて、地盤の先ほど申し上げました国の事業と併せてその辺を並行した形で事業を進めていくためにも、やはりその地盤の調査自体も今年度中には調査を終えるということで、大体計画をしますと今の時期に予算化をして対応しないと、その時期的なものも間に合わないというか、期間が、時間が足りないというものもありますし、ましてや今回の第二次補正に対応せんといかんということもあります。そういったこともありまして、今の時期ということになるということです。

○5番（福永 啓君） これを設計してしまえば数千万円お金が要ります。そして本当にじゃこの中原団地をこのまましていいのかどうかというのは、まだ町民の中及び議会の中でもきちっと説明もなければ理解の浸透もしていないというところなんです。調査に関する費用は全く必要だと思います。ただ、前提というものに関する予算、これに関してはやはり説明が尽くされていないという面が大きいかなと、今の話を聞いて感じました。それと日にち的余裕も、御船町議会は通年議会ですから、そういう説明を施した上で、また再上程していただくとか、そういう方法もあるのかなとは思いますが。

あと、地域未来塾、先ほど清水議員からございました。これは人がいないからしょうがないからやりたいけどやめるという話でした。これも実は先ほどの地域おこし協力隊と若

干関連するところなんです。まだ上半期が終わりかけで、下半期に入ろうとしているとき、そしてやはりこの政策というのは、子どもたちのため、今被災のいろんな心とか学力とか、いろんな影響を受けている子どもたちのために、逆に今だから必要な事業ではないかと思うわけです。確かに人はいないかもしれませんが。ただ、今これで予算を取り下げってしまうということは、もうしませんよということなんです。人がいないからしませんよと。やはり地震のときは、人がいないからしませんよというのは、実際そうなるかもしれませんが、結果的には。ただ、この段階でその予算を出すべきではないと思いますが、いかがでしょうか。

○社会教育課長（吉本正剛君） 先ほども言いましたが、大体1戸当たり10人近くの人たちの支援の数があります。計算すると60人、それにまたコーディネーターということで、やはりそういった支援員さんたちも被災されている方も多くおられますので、そういったことも十分考慮というか考えた上で、なかなか支援員さんの応援がいただけないだろうということで、中学校につきましては、昨年指示していますので、ある程度支援員さんたちも中学校の臨時職員の人とかうちの非常勤の職員を充てたところで行っているところなんです。小学校におきましては新たなスタートということで、いろんな検討も、中身のいろんな面で充実をさせていかなければならない。そういうところでスタートするには5月、6月をメインにそういった内容の詰めをしなければいけない時期、また夏休みぐらいからのスタートになるかという感じだったんですが、一番、そういった中身を詰めなければいけない時期とか、そういった人員の支援ができないような状況の中で、これから先の事業の遂行は無理だろうということで、今回減額をさせていただいたところです。

○5番（福永 啓君） 理解できる場所はあるんです、本当に。ただ、問題はそれが今なのかということです。それでいいとなってしまうと、逆に御船町職員は足りないですよ。今20人は欲しい。でも今7人しかおんなはらんと。どぎゃん探したっちゃおんなはらんと。じゃあ、その7人でしかできんたい。実際できないのかもしれませんが。8人、9人しか集まらないのかもしれませんが。ただ、やっぱりその努力はギリギリまでできるところまで続けていくと。ということは人がいないときにこそやるべきことじゃないかなとも思うんです。

ですから、ここで今回手を下げてしまうということは、もうやりませんということを宣言してしまうことにもなりますので、もしかしたら、明日そういう人が現れるかもしれな

い。明後日じゃあ俺がやってやろうという方が現れるかもしれない。町民の中にもそういう方がいらっしゃるかもしれない。ただ、その努力を続ける意味でも、これは今、まだ上半期終わろうとしているこの時期に取り下げるべき問題ではないと思うんですが、あと1回答弁をお願いします。

○社会教育課長(吉本正剛君) いわゆるソフト面というか、そのあたりの充実といいますか、その時期的にも、今からまたそのあたりを着実に進めていく中では、時間が足りないという面もありますし、そこをまだ被災者の支援にも職員も総合窓口とか行っているところもありますので、なかなかそういった、中学校だけはどうにか昨年もしているので、中学校だけはどうにかやらなければいけないというところで、中学校をまず最優先にして今どうにか実施しているところで、小学校まで迎える状況ではなかったというところなんです。これからはその辺の努力ということを言われますが、またこれから始めるとなると、来年にかかってもうあまり月日がないときということにもなりますので、その辺からちょっと無理かなど。今年はですね、そういうことでやむを得ないことになりましたが、来年度はしっかりと実施していきたいと思います。

○5番(福永 啓君) 時間がないのは、子どもたちも6年生は1年だけ、5年生も今だけなんです。例えば中学校に行く6年生だけとか、今度中学校に行かれるから何かそこでできないとか、やめる方向ではなくて、私はできる方向を考えて、最終的にできないかもしれない。しかし今はこれをギブアップするべきではないと、形を何とかするべきではないとも考えます。

ちょっと今の答弁が幾つかありましたが、幾つかやはり歳出予算案に、今回も一般会計の補正予算案につきまして、このままでいいのか、議会として修正するべきところがあるのかどうか、検討する時間になってきたのではないかなと思います。ちょっと検討するために、議長休憩をいただいてよろしいでしょうか。

○議長(井本昭光君) それは、どういうことで休憩を。

○5番(福永 啓君) 修正動議で検討ということで。

○議長(井本昭光君) 修正動議を出されますか。

○5番(福永 啓君) 検討したいと思います。ちょっと検討したいと思います。

○議長(井本昭光君) 質疑がありませんなら、修正動議を。[「まだありますよ」「あります」と呼ぶ者あり] まだ質疑ありますか。[「はい」と呼ぶ者あり] はい。

○6番（田上 忍君） 今まで解体とか道路工事とかの中で、通学路は優先してやるということで、何度か聞いたかと思います。その中で、今中学校の東側の道路、いまだに全面通行止めです。町長もいつも朝と帰りに通られるのかなと思いますけれども、これを見て町長はどう思われますか。

○町長（藤木正幸君） 中学校の横を不便だとは思いますが、町全体がそういった状況ですので、その辺はあそこはどうかじゃなくて、町全体同じようにしたいなと思っております。

○6番（田上 忍君） 町全体はそうかもしれませんが、通学路という観点ですよ。そして、中学校の横ですよ。中学生も通れば小学生も通る。一番通る道路だと思うんですが、どうしていまだにできないんですか。今後の予定はありますか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

議員の御指摘のとおり、中学校の横を通るということで、通学については非常に重要な道路であるかと認識はしております。この道路につきましては、一応予定としましては、もう査定が終了しております。ということで、御船中学校のグラウンドの外壁というか、そちらが今回の地震で被災した状況にあるかと思えます。通年、道路の災害復旧については、そういった、もう隣接した構造物の復旧との兼ね合いもありますので、その中学校のグラウンドの外壁の復旧と併せて工事を行いたいと考えております。その辺のところを検討しておるところであります。

○6番（田上 忍君） 今予定が見えてちょっと安心したところです。本来であれば、夏休み期間中に終わって、新学期から安全な通学路であればよかったなと思っているところです。

あと、南木倉の仮設住宅、55戸今終わってあったと思うんですけども、55戸あって、そしてここへの進入道路ですが狭いと思うんですよ。そして今度給食センターがその隣に建つ、工事車両もいっぱい今度来るだろうと思えます。この辺の安全確保等はどういうふうに思われていますか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

進入路につきましては、今現在の進入路で、この仮設住宅については、対応できる範囲での状況になっておるかと思うんですけども、今後給食センター等の建設が開始されるに当たっては、町道の部分から離れた部分とは、また別の部分になりますので、その辺のことについては、仮設住宅の進入路あるいは給食センターの建設、あるいは給食センター

の運営に係る進入路ということで、今後その辺の安全対策については検討を行いたいと考えております。

○6番(田上 忍君) 今度そこの南木倉の仮設に入られる方々です、町長へも意見言っていたけど、どうなったろうかということをおっしゃっていました。今後は安全確保ということでやっていくということで、そのことにお答えいただいでよろしいですか、町長。

○町長(藤木正幸君) はい、安全対策をとっていただきたいと思います。

○6番(田上 忍君) とっていただきたいじゃなくて、いただきたいと今言われましたでしょう。

○町長(藤木正幸君) はい、安全対策をとっていきたいと思います。

○6番(田上 忍君) はい、わかりました。それともう1つ、全体的な仮設住宅に言えることですが、駐車場の、要は各世帯1台分しか確保されてないんですよね。中には2台、3台持っておられる方も多いかと思います。そういう方に対しての対策というか、何か考えられておりますか。

○福祉課長(道山敏文君) 仮設住宅によって間違いなく1世帯1台しか置けない地域、場所と複数台置ける地域、場所もあります。ただ、一応建設課で各部屋ごとに駐車場はトラロープのようなもので区切っておりますので、一応入所説明会では1部屋1台ずつ駐車場を用意していますということで説明しています。ただあと建物と建物間に大きな通路があったり大きな空き地があるところも実際あります。そういうところでは車も置けます。ただそこを私たちが、「ここは何号室どうぞ」ということは言えませんので、そこはもう臨機応変に団地の方たちでされるものと見て、一応そのように1世帯1台ということを一応原則ということで言っています。ただ、甘木の仮設だけは、8戸に対して車はたしか6台程度しか置けないように聞きましたので、甘木の仮設の場合は甘木地区の方がほとんどですので、近くの自宅に車を置くことでどうにかできるのではないかとこのところでは。

○6番(田上 忍君) 最初1部屋1台と言われていましたけど、1世帯1台ですよ。はい、わかりました。

あと、今回の予算の中で、結構な事業が中止されたり縮小されたりしております。そんな中で今度小中学校の運動会がありますが、この運動会の内容的にはどうでしょう。例年どおりの運動会がやられるのでしょうか。

○教育長(本田恵典君) お答えいたします。

詳細には把握はしておりませんが、7校小中学校合わせてありますけれども、大部分の学校が従来よりも短い時間といますか、半日でありますとか、あるいは昼食を済ませて帰ると、そういった形で行われる運動会が多いと思います。

○6番(田上 忍君) 今から言ってこれを変更というのはなかなかできないところと思うんですけども、保護者の意見として聞いておいてほしいんですが、小学生だともう6年生は最後です。中学生も3年生は最後と。一番思い出に残るのが運動会とされています。そんな中で縮小されて、もう午前中で終わる、中学校も午前中で終わると聞いておいて、一番思い出に残る運動会が何かとても残念だということを言われていましたので、一応耳にだけ入れといていただきたいと思います。

そんな中だと、成人式は今度御船中の体育館で行われると聞いたんですが、これは例年どおりの規模で行われるのでしょうか。

○社会教育課長(吉本正剛君) 例年どおりの規模といたしますと、今実行委員会方式で募ってやるようにはしております。

○6番(田上 忍君) もう1つ、大事なことを忘れていました。今仮設住宅、ほとんど建て、これから一部工事部分が残っているんですが、これは県の事業で県の予算でやられています。ですから、出る人の人夫賃が、ちょっとうわさによると2万5,000円ぐらい払われているということで、そんな中で、今度は各個人の家でいろんな修理、土木作業、左官とか大工とか、そういう方を雇ってやらなきゃいけないのがあるんですが、そういうときにその2万5,000かどうかははっきりわからないんですが、そっちの金額をベースにして営業に来られると。ですから、本当のそういう報酬というのか最低賃金というのか、これぐらいのお金で普通はできるんだよという予算というのか決まったお金があると思うんです。町民の方にそういうのを「大体こんなもんだよ、本当はできるんだよ」というのを教えてやらないと、どうしても高い予算で高いお金を請求されて、高いお金を払ってしまわなきゃいかんというのがあります。どうしたらいいか私もよくわかりません。何かいい方法があればと思うんですが。町民の方に、こういうあんまり高い業者と契約せんでやってくれよとか、何とかできんかなと思うんですが、いい知恵はないものではないでしょうか。

○建設課長(松岡秀明君) お答えいたします。

なかなか難しい質問というか質疑だと思います。それぞれ大体あいつた技術職の方々の賃金というのは、おおむね一定の基準というのがあるのかとは思いますが、た

だそれを、それぞれおのおの皆さん方町民の方々がその業者の方と契約をして、修理を頼まれたりといろいろされるわけですが、その辺のところは個々の、それぞれ個人の契約のお話になるかと思しますので、なかなか公の立場としてその辺に介入してというか、一定の基準を示したりとか、その辺はちょっと難しいのかなとは考えます。

○6番(田上 忍君) 確かに難しい問題だと思います。ただ、僕もいろんなところに出かけてみると、一般的な左官の賃金は幾らですよという貼り紙とかそういうのもどこかにあったかと思えます。もしそういうのができれば、役場にでも貼ってもらえればいいかなと。それはちょっと検討して、いい案があればお願いしたいと思えます。

○2番(森田優二君) 2～3点確認をさせていただきます。

まず、39ページの弔慰金についてですけれども、さっき報告の中で、今回7名分が上がっておりますけれども、1名、一番上の1名については認定して弔慰金をやってあるということでしょうか。

○福祉課長(道山敏文君) 当初に組んでありました250万円は、今城の直接死の方で審査の必要がなかったということで、今決裁が回っているところで、もうやがて本人に振り込まれるようになっていると思えます。

○2番(森田優二君) それでは、あとの7名で、一番早い人の受け付けは何月何日ですか。

○福祉課長(道山敏文君) 受け付けた方の死亡日は、私ども資料を持っているんですが、受付日はちょっとわかりません。

○2番(森田優二君) 今からそういう認定委員会を作って認定をすることだと思えるんですけども、私が聞いたところによると、もう地震の日に亡くなった方、この1名以外におられます。その方なんかは結局はもう地震のときに亡くなっておられる。ただそれが地震関連なのか、どういうふうに認定されるのかそれはわかりません。けれども、やっぱりそういう方が申請しておられますので、ここは早く立ち上げてそこを対応すべきではなかったらと思う。そこらあたりはどうですか。

○福祉課長(道山敏文君) 当初、この弔慰金の審査会については県で県内のすべてを県で立ち上げてという話を聞いておりました。ただ、本音を聞いてみますと、この後認定をされなかった場合、裁判になったりいろいろが起こったときに県もそこまでは面倒見きらんとことで、各町村でやってくれという話が出ました。各町村で弁護士、医師を集めてこういった審査会を開くというのは、ちょっと御船町の場合でも無理がありましたので、郡内で

という話もありました。ただ郡内でもなかなかこういった関連死の事情と人数の関係で難しいところもあって、益城は単独でするようなということで一時期ありました。そういった中で県内の小さい町でやはり県に対して共同の審査会を開いていただきたいという要望で、県もやっと共同の審査会を開くということで順番で今回っている状態で、益城町も最終的にはこの共同の審査会にかけるということになりました。

今、森田議員から、当日死んだ方もというのがありましたけれども、もちろん各町村の担当者の課長と話したところ、もう間違いなく直接死じゃないけれども関連死というのはまず間違いのないと思うケースについても、やはり審査会の弁護士と医者の見解を聞いて、そこで答申を受けて決定したいということで、今のところこの審査会にすべての関連死の疑いがある、申請が上がっている分についてはすべてその審査会にかけて結論を待ちたいというところなんです。もちろんその後報道のとおり、異議申し立てがあったり、その後裁判に発展したりということもあるんでしょうけれども、まずは審査会の答申を待つというところなんです。

○2番（森田優二君） 結局、今回の場合は特別な場合として、いろんなケースで遅れが出ております。けれども、そこらあたりは早く対応すべきじゃなからうかと思えます。

それから、罹災証明、あと二次調査などで発行できてないものはあとどれぐらいありますか。

○税務課長（福本 悟君） 森田議員にお答えをします。

質問に対しては、一次調査はもう、二次調査だけでいいんですか。

○2番（森田優二君） だけん、要は二次調査でも何でもいいから、申請が上げてあるのに発行できてない部分。

○税務課長（福本 悟君） 概略でいいでしょうか。はい。

約200前後、100数十件あると思います。今一次調査が日々10件、それと二次の再調査、これも同じ、要は調査件数の分がまた上がってきますので、なかなか今減らない状況です。

○2番（森田優二君） なぜこの数を聞いたかというのと、罹災証明がきちんと出ないと次の行動ができないんですよ。その前に聞いたのは弔慰金ですけども、結局、罹災証明が出る前、要するに震災から今の間亡くなった方もかなりおります。

もう1つ聞きたいのが義援金、支援金です。ここらあたりの請求の仕方というか、義援金、支援金については、どういう方に義援金をやるようになっておりますか。

○税務課長（福本 悟君） 森田議員にお答えします。

主管課は一応企画財政課で当たっています。わかっている範囲でお答えをします。

義援金については、税務課で扱っています罹災証明書の判定、認定結果に基づいて交付をされます。認定結果、要は半壊以上について義援金を、まずは県から半壊・大規模半壊が40万円、それと全壊が80万円というところで認識をしています。

○2番（森田優二君） それはわかります。私も2～3日前に申請に行きました。結局、うちの父の分まで申請しようと思っておりましたが、現在生存している人でないと駄目だと。これから先の生活支援のために義援金は充てますということで話は聞いています。そういう話は知っていましたか、課長。

○税務課長（福本 悟君） 大変すみません、知っておりませんでした。

○2番（森田優二君） なぜ、結局本当は企画財政ですけれども税務課長に答えてもらったかという、罹災証明というのが大変重要な書類になるんですよ。まだでも200件近く証明が出ていない。さっき言ったようにうちの父もですけれども、なら、今申請して、証明が出ないうちに、ひとり世帯の人が亡くなったら、その人には何も無いということなんです。だからちょっと言ったんですけれども、そういう状態の中で課長が、罹災証明を出す課長がそれを知らないということはおかしい。というよりも、ほとんどの方が知りません、これは。私も当事者で話を聞いたから知った話です。だから、本当はそういったことを何でみんなに伝えとらんのかなと。

それと、罹災証明の発行をどうしたら早く出せるか。要するに、市と郡部違うことで、今いろいろ話がありますけれども、これは中越地震あたりでは、もう町単位でそういうあれを作ってから、早くしてしまったという話も聞いております。やっぱりそういうところをしてもらわんと、本当は私は父にももらわれると思った。ところがそれは生存しとらんけん駄目ですよと言われる。そういう人もかない多いそうです。

それなら、何で町に罹災証明を早う出さんだったかと私たちは言わにやでけんようになる。こういうところを、逆に今回はともかく、やっぱり町長は頭にあって、県とか国とかに言ってほしいんですよ。次の震災のときにそういう間違いが出ないようにです。

それと初めの弔慰金の、私が1人知っている人も一緒です。家は全壊です。けれども、本人は車の中で体調を悪くして、最終的には病院で亡くなっているという話を聞いております。ここは、認定がもしもおりなかったら、何か出ますか、課長、見舞金とか何かか。

○福祉課長（道山敏文君） 今、森田議員がおっしゃった、森田議員のケースの場合は、お父さんが亡くなった後の支援金と義援金が、亡くなった後だったので一切何もない。あとはもうこの弔慰金しかない、私は担当者から聞いていましたけれども、そのほかの方が亡くなる前に、どこまで手続きしているかしていないかまでは知らないです。

○2番（森田優二君） 1人ね、もう当日亡くなったと言ったでしょう。そういうケースです。全壊で、車の中で、もう1回言います。恐らく14日に地震に遭われて、家で寝られないということで車で寝られたと思います。16日にもう1回地震に遭って、その後車で体調不良を起こして、そしてから救急車を呼んでも救急車は来なかったと。あと車で病院に連れていってもらって、病院で亡くなられたという話を聞いております。その方が、申請してあると思いますけれども、その審査会で、もしも関連でないということになれば、その人はほかに何か、見舞金か何かもらえますか。

○福祉課長（道山敏文君） 震災のときに亡くなったと。一応関連死として今申請が上がっていて、関連死であれば、生計従事者は500万円、その他の方は250万円。もしもこれが認定されなければ、その後から私たちは窓口を開きましたので、一切何も手続きその方はできていませんので、何もないことになってしまいます。

○2番（森田優二君） 原則でもう亡くなっているけん、手続きをほかの方がしても亡くなったということで、何もないでしょう。そういうふうに言ってほしいんです。

今回の場合は、これから先の支援はかなりいろんな手当やあれがあるんですけども、その期間に亡くなって、要するに関連死でない方というか、ほとんどの方が関連死と思います。特に年寄り、やっぱり地震によって揺られて、いろんなあれで、それで体調不良を起こしてそして亡くなった方はかなり多いと思います。というのも、これが審査会にかけてそういうふうになるかならんか。恐らくそこでかなりふるい分けされると思います。そういった方には何もないというのが、何かおかしいなというふうに私は思います。そこらあたりも含めて、これは県・国に申し入れをしてほしいなという思いがあります。

それと、罹災証明の発行に関連してですけど、解体ですけど、解体の申し込みが9月末までとなっております。罹災証明、今でもまだあと200件ぐらい確定していない状態なんですけど、これは9月までということで、できますかね。

○環境保全課長（宮崎 靖君） 確かに、議員が申されるとおり、罹災証明書を発行して、その中で考える方もいらっしゃる。うちとしては、9月末を期限として出していただき

たい。間に合わなければ、またその後でも構いませんよと言っていますけれども。町民向けには9月30日までに提出をお願いいたしますということで、これは逃げといいますか、早く出していただかないと、こっちも先ほど建設課長が申しましたとおり、国の査定というのがあります。ある程度の数字をつかんで提出しなければなりませんので、9月末をめどに申請を出していただきたいと思っておりますけれども、一応広報的には9月末までに提出をお願いしますとなっていますけれども、これは罹災証明書の発行が全部終わる、来年も多分出てくるかもしれませんが、そのときも受け付けはいたします。

○2番（森田優二君） はい、わかりました。一応建前もありますので、そこらあたりは逆に今から発行された人の半壊以上で解体したいという、もう9月過ぎてからと、そういった人がおられたら、やっぱりそこはきちんと対応ができるようにしてください。よろしくお願いします。

それからあと1点です。これは池田議員のさっきの質問に関連がありますけれども、消防団の出動手当の件です。私が聞いたところは、郡内通してやっているという話を聞いております。この出動手当1,000円というのは郡内、どうなんですか。1,000円で統一してあるんですか。まずそこをお願いします。

○総務課長（吉本敏治君） 郡内で統一された金額ではありません。御船町と嘉島町が同金額だったと思います。あとの3町については御船町と嘉島町を上回っております。

○2番（森田優二君） まず、出動手当自体が金額が違う。だから、その金額でみんな今回やるとか、そういう話で郡内で話になったつかなと思うんですけれども。もともとが違うし、やっぱり、さっき池田議員も言われたように、私も、これはずっと以前から言っております。今回の場合は逆に地震で朝から晩までかなりの時間、消防団活動しております。そういった面も考えて、今回の補正では間に合わないにしても、これはどうしても今年度の補正でどうにかしてもらいたい、そういう思いがあるんですけれども、いかがですか。

○総務課長（吉本敏治君） 改めて検討をするために、まずは庁内での議論をしたいと思えます。

○2番（森田優二君） やはり職員の時間外も出ておりますので、やっぱり消防団も、そこらあたりを考えると、この出動手当、今回は地震ということで逆にもう1回考えてほしいと思います。よろしくお願いします。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

○12番（沖 徹信君） お尋ねですけれども、中原団地の一戸一戸の電気、あれは切っておりますか、そのままですか。切ってなければ基本料金は来るわけでしょう。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

一応ライフラインといいますか、それについてはすべて廃止ということになっているかと思えます。切つてあるということです。

○12番（沖 徹信君） ということはもうすべて切つてあるということですね。

それから、街灯の分も切つてあるわけですか。

○建設課長（松岡秀明君） その部分については確認をさせていただきたいと思えます。

○12番（沖 徹信君） はい。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

○5番（福永 啓君） 休憩、動議を訴えます。休憩を求めます。

○議長（井本昭光君） 休憩を求めます。その意味は何かありますか。

○5番（福永 啓君） 修正動議の検討をするために、休憩を求めます。

○議長（井本昭光君） はい。ただ今より、休憩を取ります。5時10分まで休憩を取ります。

すみません、5時までが時間でございますので、延長をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時30分 休 憩

午後6時00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（井本昭光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第14号 平成28年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

について

○議長（井本昭光君） 日程第3、議案第14号、「平成28年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

議案第14号、「平成28年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者 起立]

○議長（井本昭光君） 起立多数です。したがって本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第15号 平成28年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（井本昭光君） 日程第4、議案第15号、「平成28年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号、「平成28年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者 起立]

○議長（井本昭光君） 起立多数です。したがって本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第16号 平成28年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

について

○議長(井本昭光君) 日程第5、議案第16号、「平成28年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

○議長(井本昭光君) 質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(井本昭光君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井本昭光君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号、「平成28年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者 起立]

○議長(井本昭光君) 起立多数です。したがって本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第17号 平成28年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算(第1号)に

ついて

○議長(井本昭光君) 日程第6、議案第17号、「平成28年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

○議長(井本昭光君) 質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(井本昭光君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(井本昭光君) 討論なしと認めます。

これから、議案第17号、「平成28年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算(第1号)について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者 起立]

○議長（井本昭光君） 起立多数です。したがって本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第18号 平成28年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（井本昭光君） 日程第7、議案第18号、「平成28年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

○議長（井本昭光君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） 117ページにコピー代金が出ているんですが、これはどういうものですか、説明をお願いします。

○環境保全課長（宮崎 靖君） お答えいたします。

環境保全課にはコピーがありまして、これは水道係、環境衛生係も一緒に使っておるんですけども、下水道係が購入した経緯で、下水道係で予算措置をしております、その災害関係の膨大な資料作成等がありまして、コピー使用が増えているものであります。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号、「平成28年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者 起立]

○議長（井本昭光君） 起立多数です。したがって本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 8 議案第19号 平成28年度御船町水道事業会計補正予算（第 3 号）について

○議長（井本昭光君） 日程第 8、議案第19号、「平成28年度御船町水道事業会計補正予算（第 3 号）について」を議題とします。

○議長（井本昭光君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号、「平成28年度御船町水道事業会計補正予算（第 3 号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。したがって本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 9 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（井本昭光君） 日程第 9、諮問第 1 号、「人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第 1 号、「人権擁護委員の候補者の推薦について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり推薦に同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。したがって本件は原案のとおり同意することと可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 請願第2号 請願書について（継続審査）

○議長（井本昭光君） 日程第10、請願第2号、「請願書について」を議題とします。

清水総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（清水 陟君） 請願第2号、通学困難な御船中学校生徒の通学手段の確保について、総務文教常任委員長の報告をいたします。

継続審査となっていました請願第2号、通学困難な御船中学校生徒の通学手段の確保について。平成28年8月18日、午後4時より審議会室において総務文教常任委員7名、執行部から企画財政課長、教育長、学校教育課長、計3名が出席し審議を行いました。執行部より説明を受け、意見聴取と質疑応答を行いました。

現在2つの案で検討中であるということで、第1案は、路線バスとタクシーの併用により、タクシー会社と概算予算を含め協議中であり、タクシーを利用する場合は回送代金がかかり料金が嵩むことで考慮中。また、第2案として、コミュニティバスとスクールバスの役割について再検討中。平成18年度に戻り、スクールバスについても今後5年間の生徒数の推移を見据えて検討中であるということ。検討した結果を生かし、平成29年度当初予算に計上するというので説明を受けました。

委員の意見としては、平成29年度には必ず対応してほしい。予算の効率的運用を検討し、結果については平成29年度当初予算審議前に説明してほしい。

以上の意見を踏まえ、全会一致で採択と決定いたしました。本会議においても、委員長報告のとおり御承認いただきますようお願い申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井本昭光君） 質疑を行います。質疑はありますか。

○6番（田上 忍君） 今説明の中で、平成18年度に戻り、何か通学者の人数調査とあったんですが、10年前から調べる必要があったんですか。

○総務文教常任委員長（清水 陟君） 七滝中学校がスクールバスを使うようになってからに戻ってだと思えます。

○6番（田上 忍君） はい。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、請願第2号、「請願書について」を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者 起立]

○議長（井本昭光君） 起立多数です。よって本件は委員長報告のとおり採択と決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 請願第3号 御船町立高木小学校の茶園の保存を求める請願について

○議長（井本昭光君） 日程第11、請願第3号、「御船町立高木小学校の茶園の保存を求める請願について」を議題とします。

清水総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（清水 侑君） 請願第3号、御船町立高木小学校の茶園の保存を求める請願書について、総務文教常任委員長の報告をいたします。

請願第3号について、平成28年9月8日、午後1時より審議会室において総務文教常任委員7名、執行部から企画財政課長、教育長、学校教育課長、計3名が出席し、事前調査を行いました。

請願第3号、御船町立高木小学校の茶園保存を求める請願書の朗読と、紹介議員2名と高木小学校PTA会長及び副会長から説明を受けました。その後現地調査を実施いたしました。現地調査後、各委員からの意見を求めました。

これまでは、無償で学校長と土地の持ち主と貸借契約を交わしていたが、適正だったのか。持ち主は売却希望であるが、今後町と賃貸契約ではできないのか。現在農地であり、茶園としての保存希望であるので、町が農地を購入できるのか。中原北用地は農地を購入して現在も農地のようなものである。持ち主の売却提示価格は適正なのか。

以上の意見を踏まえ、繊細な調査が必要になり時間を要することから、全会一致で継続

審査とすることに決しました。本会議においても委員長の報告のとおり承認いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（井本昭光君） 質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、請願第3号、「御船町立高木小学校の茶園保存を求める請願について」を採決します。

本件に対する委員長の報告は継続審査です。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり継続審査と決定をされました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 陳情第6号 御船町立小学校への空調設備（エアコン）設置を求める陳情書について

○議長（井本昭光君） 日程第12、陳情第6号、「御船町立小学校への空調設備（エアコン）設置を求める陳情書について」を議題とします。

清水総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（清水 陟君） 陳情第6号、御船町立小学校への空調設備（エアコン）設置を求める陳情書の審査報告。総務文教常任委員長の報告をいたします。

陳情第6号について、平成28年8月18日、午後3時より審議会室において総務文教常任委員7名、執行部から企画財政課長、教育長、学校教育課長、3名が出席し審議を行いました。

陳情第6号、御船町立小学校への空調設備（エアコン）設置を求める陳情書について、朗読と執行部から現状についての報告を受け、町PTA連絡協議会会長・副会長また高木小学校PTA会長、計3名より説明及び要望を受けました。その後、委員より意見を求め

ました。

現在、町内小中学校のエアコン設置状況はどうなっているか。エアコンのない教室はどのような対処をしているのか。また、児童の健康状態はどうか。郡内小中学校の設置状況はどうか。早急に対処すべきではないのか。補助率はどのようになっているのか、要求はしているのか。

以上の意見を踏まえ、将来の御船町を担う子どもたちのため、早急に設置に向け動いてほしいということで、陳情第6号、御船町立小学校への空調設備（エアコン）設置を求める請願書については、全会一致により採択とすることに決しました。本会議においても委員長報告のとおり、御承認いただきますようお願い申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井本昭光君） 質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第6号、「御船町立小学校への空調設備（エアコン）設置を求める陳情書について」を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり採択と決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議員派遣

○議長（井本昭光君） お諮りします。

議員派遣については、お手元にお配りをしたとおり派遣することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配り

ましたとおり派遣することと決定をしました。

しばらく、時間をいただきたいと思います。

しばらく休憩いたします。今、調査を執行部をお願いしています。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後6時20分 休 憩

午後7時00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（井本昭光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、福永議員より、議案第13号、平成28年度御船町一般会計補正予算（第5号）についての修正動議が提出をされました。

修正の動議は7人の発議者がありますので、成立をしましたので、修正の動議を配布させます。

[修正動議 配布]

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第13号 平成28年度御船町一般会計補正予算（第5号）に対する修正案

○議長（井本昭光君） 日程第2、議案第13号、「平成28年度御船町一般会計補正予算（第5号）

についての修正案」を本案と併せて議題とします。

提出者からの説明を求めます。

○5番（福永 啓君） 提出の説明をいたします。

議案第13号、平成28年度御船町一般会計補正予算（第5号）に対する修正動議。

上記動議を、地方自治法第115条の3及び御船町議会会議規則第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出いたします。

修正案の内容の説明をいたします。修正は、先ほど議会でも議論になりましたとおり、中原団地の調査費用を除く中原団地につきまして、建物の修繕費及び修繕設計費及び土地の修繕設計費の中原団地については2点、これを減額いたしました。あと、地域おこし協力隊、これにつきましては減額されていたものを復活いたしました。及び都市計画費については、減額されていたものを復活いたしました。それぞれ今後御船町の復旧・復興に不可欠な予算だと感じております。御船町の復旧・復興を後押しするために、ぜひ議員の皆様にご同意をいただき、この修正動議が通過されるようお願いいたします。

○議長（井本昭光君） 質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なし。これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に賛成者の方の発言を許します。原案は、元のが原案です。ありませんか。

○6番（田上 忍君） 今回の補正予算の原案は、熊本地震の災害復旧を中心に作成されたものと思っております。必要な事業が一部縮小されたり中止されたり、残念な思いもありますけれども、今回は災害復旧の意味から、原案に賛成いたします。

○議長（井本昭光君） 次に、原案及び修正案反対者の発言を許します。ありませんね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○11番（田中隆敏君） 原案に賛成ですね。

○議長（井本昭光君） はい。

○11番（田中隆敏君） 考え方からしますと、修正動議の提出がありましたけれども、中身よりも何よりも、やはりここは、今日の会議の中でも発言がありましたけれども、御船町のチームということで考えるならば、やはり執行部もしっかり頑張っていることだと思います。私たち以外にも精いっぱいやはり御船町の復興・復旧に対しては努力しておりますし、そういう中で、やはり何か少し、今日の修正案が出る形を見ますと、何か非常にゴタゴタ感等がやはり、スピーディなやり方をしてくださいという議会からの発言もありますけれども、どうもチーム一丸となっているところが、逆な方向にあるようにも思います。

そういう点につきましては、執行部にもしっかり頑張っていたきたいということで、この原案に対して賛成でございます。

○議長（井本昭光君） 次に、修正案に賛成の発言を許します。

○9番（清水 侑君） 修正案に賛成です。なぜならば、私たちは災害復興特別委員会も作り、毎月会議を行って、執行部からいろいろなものを受け、こういうふうにして説明を受けていました。その中で、建設課長は、もう災害があつてすぐからいろいろと国とやり取りをしていたとありましたが、そういうことが一つも説明がなされていませんでした。最後の9月5日に渡されたこれにも、一つも説明が載っていません。

そういうことで、もう少し説明をしてほしいというのが私たちの願いです。ですから、この修正案に賛成です。

○議長（井本昭光君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

○13番（岩田重成君） 先ほど修正案がありました。しかしながら、今説明不足というお話がございましたが、先ほどから課長、町長があれだけ説明がございました。それで、私はこの修正案には反対でございまして、原案に賛成をいたします。

○議長（井本昭光君） 次に、原案及び修正案反対者の発言を許します。ありませんね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○4番（中城峯英君） 原案に賛成です。理由は、田中議員、田上議員、岩田議員が言われたように、今は説明が不足しとったということですけど、今はやっぱりチーム一丸ということの基本にしたいということと、今修正案を見てもすぐにはわかりません。それで原案に賛成です。

○議長（井本昭光君） 次に、修正案に賛成の発言を許します。ありませんね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） もう一度繰り返します。原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案及び修正案反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） これをもって討論を終わります。

これから、議案第13号、「平成28年度御船町一般会計補正予算（第5号）について」を採決します。

まずは、本案に対する福永議員ほか7名の人から提出された修正案について、起立によって採決をします。

この修正案に賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。したがって修正案は可決をされました。

次に、ただ今修正議決をした部分を除く原案についてを採決をします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 異議なしと認めます。したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決をされました。

これで、平成28年度第7回御船町議会定例会9月議会の議事日程はすべて終了しました。お諮りします。

本定例会は、この後再開する定例会まで休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 異議なしと認めます。よって、次回再開する定例会まで休会します。

これをもちまして、平成28年度第7回御船町議会定例会9月議会を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後7時15分 休 会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員